

---

令和4年 第5回 (定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第3日)

令和4年9月7日 (水曜日)

---

議事日程 (第3号)

令和4年9月7日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑 (議案第47号、議案第49号、議案第50号、議案第41号)

日程第3 議案の委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑 (議案第47号、議案第49号、議案第50号、議案第41号)

日程第3 議案の委員会付託

---

出席議員 (14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 中村 菜月君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	財政係長	竹上 欣宏君

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めておはようございます。

議会は3日目になります。それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

その前に、昨日の台風について、被害等の報告を市長公室長のほうからお願いしたいと思います。中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） おはようございます。市長公室長の中野でございます。

台風11号の影響によりまして、昨日の議会が休会となりましたので、その台風11号の経過等につきまして、私のほうから御報告をさせていただきたいと思っております。

5日月曜日、午前11時15分から行われました福岡管区気象台の自治体向け説明を踏まえまして、うきは市におきましては総合福祉センター、かわせみホールを含みます13か所の避難所を5日月曜日の17時に開設をすることを決定したところでございます。16時58分には暴風警報、大雨注意報が発令をされまして、17時に管理職等で組織をします災害警戒本部を設置して各種対応に当たったところでございます。避難所のほうには、職員36名を配置いたしまして、最大で58世帯、86名の方が利用されております。また、消防団におかれましても、幹部が

6日の朝まで市役所に詰めていただきまして、情報収集等、緊急対応に備えていただいたところ  
でございます。

台風11号は、6日火曜日の朝方、福岡県に最も接近をしたものの、対馬海峡を通過しました  
ことから、うきは市は暴風域からは外れております。総合福祉センターに設置しております計測  
器によりますと、午前3時40分に23.7メートルの最大瞬間風速を記録しております。被害  
状況といたしましては、吉井町江南地区にありますカーネーションのハウスが倒壊したことを確  
認しておりますが、人的な被害や住居等の被害、通行止めが必要な道路等の被害については、現  
時点では確認をされていないところでございます。そのほか、果樹などの農作物の一部に被害が  
出ているような状況がございしますが、全容については、現在調査中でございます。

報告は以上になります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） それでは、本日、日程第1、一昨日に引き続きまして一般質問を行いま  
す。

ここで再確認をしておきます。一般質問の質問時間は、答弁を含めて60分と規定しておりま  
すので、御協力をお願いします。質問、答弁が続く場合でも60分を経過した時点で打ち切りま  
すので御了承をいただきたいと思えます。

それでは、順番に質問を許可します。7番、竹永茂美議員の発言を許可します。7番、竹永茂  
美議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、まず質問に移ります前に、先ほど市長公室長のほうか  
ら報告がありましたように、今回の台風11号に対し、現在のところ大きな人的被害がないとの  
ことで、まずは一安心しているところです。このような暴風雨の中、避難所設営と運営に取り組  
まれた市の職員の皆様方に、あるいは消防団等の皆様方にお礼と感謝の言葉を送ります。ありが  
とうございました。そして、お疲れさまでした。

さて、2月24日のロシア軍のウクライナ侵攻が始まり6か月がたち、まだまだ戦争は続いて  
おります。子供やお年寄り、女性など、双方に犠牲者が出ていることで心が痛んでいます。しか  
し、ロシア軍の侵攻を名目に核兵器使用や敵基地攻撃等、議論のすり替えが行われています。  
8月は平和を考える月ということで、長崎の平和集会、星野村の平和集会等に参加いたしました。  
その中で若い人たちが言っているのは、武力では国際紛争は解決しないというアピールでありま  
した。これは憲法第9条にも、「武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段  
としては、永久にこれを放棄する」とあり、やはり国際紛争は平和的手段、外交手段で解決しな  
ければなりません。

次に、新型コロナウイルス感染症の急拡大です。昨日の岩淵議員の質問でありましたように、大変感染者が拡大しております。昨日の段階で4,983名と、5,000人の大台に迫っています。このような状況の中、日夜取り組んである医療機関、市役所職員、そして10歳未満や10代の感染者が急拡大している幼稚園、保育所、学童保育所、学校現場、介護の皆様方に感謝の言葉と今後も十分な対策をお願いしたいと思います。

さて、1番目の質問は、6月議会の質問の続きです。

1点目は、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて、2つのことをお尋ねいたします。

1つ目は、PTA連合会からの少人数学級設置要望と各小・中学校の保護者負担の実態と軽減策についてお伺いいたします。また、保護者負担軽減と地方教育行政法との関係について伺います。さらにSDGs、目標4、「質の高い教育をみんなに」、ターゲット1について、うきは市の取組を伺います。

2点目は、オーガニックビレッジ構想と学校給食へのオーガニックの食材の無償提供についてお伺いいたします。

答弁を求めます。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて、大きく2点の御質問をいただきました。

まず、2点目につきましては、私から答弁をさせていただき、1点目につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

オーガニックビレッジ構想と学校給食への無償提供についての御質問であります。議員御指摘のオーガニックビレッジ構想についてであります。国は持続可能な食料システムの構築を目指すため、昨年度、「みどりの食料システム戦略」を打ち出しております。その中で環境に配慮した農業の普及や有機栽培等の支援を掲げております。

市としましては、事業を活用し、環境負荷の優しい農業体系の検討や有機農業の普及及び推進について調査・研究を進めております。これまでの国や県の事業は、慣行農業を中心とした支援策が主体でありましたが、令和3年度に「みどりの食料システム戦略」が策定されたことで、有機農業等にも焦点が当たり、営農方法の転換や有機農業に興味を持っている新規就農者の増加や市外からの移住者のあっせんにもつながることが期待をされております。

次に、有機野菜の学校給食への提供についてですが、現在、関係各課において学校給食での活用も含め検討をしているところであります。学校給食での活用については、量の確保や食材の基準等もありますので、今後、有機農業者の育成を推進しながら、学校給食での提供についても引

き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目のうきは市小中学校PTA連合会からの少人数学級設置要望と小・中学校の保護者負担の実態と軽減策、また地方教育行政法との関係やSDGsに関する取組についての御質問でございますが、うきは市小中学校PTA連合会からの少人数学級設置の要望については、小学校第3学年の30人学級や中学校第1学年の35人学級が挙げられています。

うきは市においては、市独自で小学校第2学年までの30人学級を実施しているところでございます。

次に、小・中学校の保護者負担の実態ですが、給食費や学級費、修学旅行積立費等があり、いずれもそれぞれの使用目的に応じて、受益者負担の観点から保護者に担っていただいているものです。現在、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒については、給食費やPTA会費、修学旅行費、校外活動費等を支援する「就学援助制度」において、要保護・準要保護世帯を対象とした支援を行っております。

次に、地方教育行政法第29条との関係についてですが、第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」としています。そのため、PTAからの要望も含めた当初予算や補正予算等については、上程する議会前の教育委員会において議案を提出し、了承を得ております。

最後に、SDGs、目標4、ターゲット1の取組についてですが、目標4、「質の高い教育をみんなに」、ターゲット1では、「2030年までに全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を終了できるようにする」と示されております。第2次うきは市教育大綱に掲げるSDGsを踏まえ、具体的にはうきは市教育振興基本計画に基づいた教育活動を展開していきます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 答弁が、2のほうが先にありましたけれども、1のほうからお尋ねしていきたいと思っております。

お配りしています資料を御覧ください。後ろがこういうストップ不正打刻とある分の裏の面です。

このA面の資料1、保護者負担軽減については、6月議会でも提示した分ですが、時間が足りなかったために、再度記載しております。

これを見ますと、A小学校では児童振興費に30万円、B小学校では児童活動援助費に20万円、C小学校においては児童奨励費で予算は13万円でしたが、実際の負担額は51万円、D小

学校においては図書費等、E小学校においても教育奨励費、あるいは教育条件整備費に11万円、F小学校についても児童活動費、G小学校においては体育費、衛生費、図書費、視聴覚費等々、そしてH中学校とI中学校においては文化祭、体育祭の補助と衛生費の補助など多くの支出がなされております。

これは本来、市が補填すべきものではないかと考えますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 子育て世帯への支援等については、議会初日、佐藤厚生文教常任委員会委員長から委員会調査報告で御説明がありました。その際、添付資料として細かな、いろいろ小・中学校をはじめとする費用負担について関係資料を頂いたところであります。

今、改めて議員のほうから小・中学校についての保護者負担軽減についてお話がありました。今、まさにコロナ禍にありながら、そして物価高騰で大変御苦労されてる市民の皆様、そして特にお子さんを抱える子育て世代の皆さん、大変な思いをされているのではないかなど、こう思っています。

これまでも国策の一環で子供世代への支援というのをしっかりやらせていただいておりますし、本議会におきましても給食費の支援ということで補正計上もさせていただいております。そういうことで、しっかり保護者負担軽減についても市としても取り組んでいることを御理解いただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が市長にお尋ねしたのは、このような図書なり、あるいは文化祭、体育祭、保健室、あるいは入学式等、運動会等への支出は、本来、市が負担すべきではないかということをお尋ねしております。その点について、再度、市長の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 過去からこういう御負担をいただいているものでありまして、全部が全部、行政負担が法的に必置であるということは承知をしてないところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 繰り返しになりますが、児童図書等は本来、学校図書館の設置基準に基づいてすべきものであり、市が負担すべきだと考えますが、再度、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいてる考えから、従前からこういう御負担を頂戴しているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、図書、あるいは備品等々の寄贈がなされていますが、

これは市のほうできちんと寄附台帳に記載され、管理されているという理解でよろしいですか。

市長、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 井上学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課の井上でございます。

P T A等から支援を受けることが可能な経費といたしまして、学校管理運営や教育活動に係る経費であっても標準的な水準を上回る、より教育環境を望むP T A等の考えに基づいて学校教育の充実、発展のためにP T A等の同意の下に善意、自発的な要望がある場合は支援を受けることを可能とするとなっております。

備品等の管理につきましては、備品台帳に記載しているものと思いますが、確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 寄附台帳に書かれているだろうということですが、もし寄附台帳に市の財産として記載されておるということであれば、これは監査委員事務局の監査対象という理解でよろしいでしょうか。市長にお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 寄附として受け取っているかどうかということを確認させていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が言ったのは、学校に寄附されたものは市の財産ですから、当然、市の監査の対象となっており、監査がなされているという理解でよろしいでしょうかという質問です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 繰り返しになりますが、寄附という形で受け取っているのかということを含めて確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） その確認はいつまでに行って、返事がいただけるのか、お尋ねい

たします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 関係する学校において確認をさせていただきたいと思いで、時期というのは、その確認が済んでからということになると思っております。なるべく早くさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 市長にお尋ねいたします。

そういう寄附台帳があったら、監査の対象になる、あるいは監査がなされているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから学校教育課長が答弁をしますように、寄附の実態も含めてちょっと調査させていただくということですので、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 長い間、PTAから寄附を受けてますということで答弁逃れみたいなことがなされたんですけども、長い間、寄附を受けてても寄附台帳に書かれてるかどうか分からない、あるいは寄附に対して監査が行われているか分からないということは非常に問題だと思しますので、早急に寄附台帳、あるいは点検がなされているかどうかを確認していただきたいと思えます。

次に、この保護者負担軽減につきましては、先ほど教育長のほうからPTAの要望として少人数学級が小学校3年生の30人学級、あるいは中学校1年生の30人学級等々の要望がありますということでした。なおかつ、地方教育行政法第29条に、5人の教育委員の合議制である教育委員会の意見を聞かなければならないとあっておりますが、市長はこの教育委員会、教育長を含めた5人の委員会での会議の要望、予算、補正予算について、いつ、どのような内容で教育委員会の意見をお聞きになったのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど教育長が答弁しましたように、予算については十二分に教育委員会と意見交換をしてやってるという答弁があったかと思えます。それを踏まえて、代表して教育長が予算査定時には、私自身、教育長から全体の意向としてお話を伺っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今の市長の答弁からすれば、教育委員長を含めた5人での教育委員会の要望書を聞いたということになります。ということは、教育委員会で予算、補正予算を含めて論議がなされているという把握を市長のほうはされているのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育委員会に代わって教育長が説明したとしても、これは教育委員会の権限を教育長が補助執行したものと解されますので、そういう意味でしっかり教育長のほうから意見を聞いているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お配りしています資料の先ほどのPTA負担の下の分を御覧ください。

地方行政の組織及び運営に関する法律の第25条、事務の委任等に関して、「教育委員会は教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、または教育長をして臨時に代理させることができる」。しかし、第2項については、「前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない」ということで、第27条、これは主に幼保連携こども園の件ですので省略いたします。その次の第29条です。先ほど教育長が言われましたように、これは教育長に委任することができないという規定になってます。それを今の市長の答弁では、教育長に委任させたいな感じですが、これはこの法律違反になりませんか。市長にお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 違反にはならないと承知をしております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） その法的根拠を述べてください。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） この答弁に当たりましては、様々な法律の逐条解説をひもといて、私自身、勉強させて答弁をさせていただいてるところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 繰り返しになりますが、教育長に委任することができない教育予算については、今後、十分に教育委員会の意見を聞いていただきたい、そして予算化をしていただきたいという要望をもちまして、1点目を終わります。

2点目のオーガニックビレッジについてです。

子供たちの食の安全はどの大人も必要と感じているところではないでしょうか。先月、この庁舎の3階、大会議室で有機栽培の会議が開催されていまして。先日、杷木町での有機栽培、無農

葉栽培の研修会に参加し、議会図書館でレポートを作成していましたら、その看板があり、非常に興味があり、農林振興課のほうから話を聞いたところです。

先ほどの市長の答弁によりますと、各係各課において検討するということですが、これは来年度の予算化を検討している、あるいは予算化するという理解でよろしいですか。市長にお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

今年度、国のみどりの食料システム戦略関係で事業がございますので、事業を活用して有機栽培に取り組む農家の支援等を進めているところでございます。実際に予算といたしましては、この事業についてが国の直接採択事業になっておりまして、今年度も市の予算を通らず、国に協議会のほうから直接申請して、直接、国のほうから予算を頂くような事業になっております。

次年度も同じ事業を活用して、引き続きそういった支援を考えているところでございますので、次年度も協議会のほうから予算要望して事業を推進していきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） もう少し私の質問しました子供への給食提供とかを含めてなされるのかどうか、説明を求めます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 事業の内容といたしましては、先日のぞいていただいた講習会、そういったところや学校給食の一部食材提供の方法の模索、農産物を活用した加工開発やマルシェ開催等の調査研究を行っているところでございますけれども、学校給食の提供についても、今後、検討していくところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ぜひ学校給食に安全な食材の提供をお願いして、大きな1番の質問を終わります。

続いて、2番、安心・安全のまちづくりについてお尋ねいたします。

本年度、春の交通安全県民運動並びに夏の交通安全県民運動における子供の安全を確保するための交通指導員などの指導実績——どの場所で何人ぐらい立ってあったかというような内容です。それについて、各小学校別にお伺いいたします。

また、うきは市交通安全対策協議会やうきは市通学路安全推進会議の本年度の実績についてお伺いいたします。答弁を求めます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、安全・安心のまちづくりについて御質問をいただきました。

2022年度、春・夏の交通安全県民運動における交通指導員などの指導実績及びうきは市交通安全対策協議会の実績については私から答弁をし、うきは市通学路安全推進会議につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

春の交通安全県民運動は4月6日から15日まで、夏の交通安全県民運動は7月10日から19日までの期間で実施をされております。活動期間中においては、初日に市内2か所で早朝の街頭キャンペーンを行っているほか、各交通指導員におかれましては、登校時間帯にお住まいの近くの通学路において、街頭指導誘導を行っていただいております。

活動を行うに当たっては、天候や仕事の都合など、無理のない範囲で行っていただいております。各指導員ごとの活動実績の報告については、交通指導員の皆さんや各分会長の御負担が増える可能性があります。成り手不足にもつながるおそれがあるため、各指導員からの実績報告までは求めておらず、各分会ごとに年間の活動概要について年度末に報告いただいております。よって、各小学校別の活動実績については把握をしておりません。

また、交通安全対策協議会につきましては、今年度中の開催に向け内部で検討を行っております。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市通学路安全推進会議の本年度実績についての御質問でございますが、令和4年度のうきは市通学路安全推進会議において、新たな要望があった危険箇所は15か所で、小学校別では千年小学校2か所、吉井小学校5か所、福富小学校2か所、江南小学校2か所、山春小学校2か所、大石小学校1か所、御幸小学校1か所となっております。

合同点検においては、警察、国、県、市の道路管理者、行政、学校が立会い、現場の状況を確認しながら具体的な対策の検討を行いました。警察や各道路管理者が危険箇所への対策案として、交差点内のカラー表示や路面標示、路側帯のカラー舗装、防護柵の設置など、具体的な改修内容を説明し、学校との情報共有を図りました。危険箇所においては、来年度以降に予算化し、改修を行う予定としていますが、県道においては今年度中の早期改修も検討しています。今後も関係機関と連携しながら危険箇所の改善に努めてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） まずは1点目の交通安全の県民運動に対する交通指導員への指導実績を求めましたが、実績報告は求めてないということでしたが、市長にお伺いいたします。う

きは市交通指導員会運営補助金交付要綱なりがあることは御存じでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤でございます。よろしくお願ひします。

交通指導員会のほうに補助金を年間、出しております。活動内容に沿って支出しておりますので、要綱に沿って支出しているものと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） うきは市交通指導員会運営補助金交付要綱につきましては、目的はもちろん小・中学校児童・生徒及び園児に対する登校時の保護及び誘導活動、そのほか道路交通標識及び交通安全施策の整備に関する事項について関係機関に対する通報等々があります。

これは実績に基づいて支払うべきものではないかと考えていますが、特に第8条、市長は実績の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、当該指導員会に通知するもの、支払いするものという第8条がありますが、活動実績を求めてなくて支払うというのは、この交付要綱に違反してるのではないのでしょうか。市長、いかがでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 活動報告については提出をしていただいております。校区ごとにあります各分会長のほうから報告はいただいております。ただ、各個人の活動実績、どこにいつ立ったのかまでは求めてないところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 交通指導員がどこにいつ立ったかということを確認することが、この目標である小・中学校児童・生徒及び園児に対する登校時の保護及び誘導活動につながると思いますが、いつどこに立ったかも分からなくてしてるということは、やはりこの交付要綱に対して違反だというふうに思います。また逆に言えば、子供たちの安全のためにぜひ多くの指導員、あるいは多くの場所に立ってほしいというお願ひで質問しておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 竹永議員おっしゃったように、多くの指導員の皆さんに立っていただくことが交通安全につながるとは私も思っております。ぜひそういったところは交通指導員とまた協議しながら、交通安全対策には努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私、今日も交通指導に立ったわけですが、やはりまだまだ1年生がバス通学等に慣れてないということで、保護者の方が送ってきてありました。先日の1日の日は指導員立ってありましたのでいろいろ話を聞くと、例えば、先ほど言った春とか夏の交通安全指導のときに警察官に立ってほしいよね、千年小学校の前とか、あるいは究真館のバイパス側には時々立たれますけれども、210号の交通指導してあるところに警察官が立っての指導は見たことがありません。

そのような警察官に対する要望を指導員から聞かれたことは、あるいは要望を把握されたことは、市としてなされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 指導員からの、直接、私のほうにあった要望というのはちょっと把握してないんですけれども、警察のほうも極力、朝、パトロールなり、立っていただいと伺ってますので、そちらにつきましても警察のほうと協力しながらやっていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、また秋の交通安全、これから年末年始等始まりますが、警察官がどこで何回立たれたかの、あるいはぜひ立ってほしいという要望を伝えていただきたいと思います。

次に、うきは市交通安全対策協議会が5年間開かれてないということですが、その間、多くの悲惨な交通事故が全国的にもありました。また、うきは市においても恐らく小・中学校で交通事故あったのではないかなと思います。なぜ交通安全対策協議会、これには交通指導員の代表も入っておりますから、今言った意見を聞きたいということであれば、これを開催すれば一定聞けるんじゃないかと思いますが、5年間開催されていない理由と、大きな悲惨な交通事故が津市

や八街市でありましたが、その点はどのように認識されているのか、市長にお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） なぜ開催してこなかったのかということですが、こちら、3月議会、前回の議会でも答弁させていただきましたけれども、会議の内容、また不明確なところもございまして、うまく引継ぎがなされてなかったのが一番の要因かなと思っております。今年度、開催に向けて、今、内部で協議を進めております。また、交通指導員の御意見なんですけれども、交通指導員総会のほうが毎年やってます。また、役員会のほうもあっております。そちらでも御意見、御要望のほうはいろいろ伺っているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、その交通指導員会の総会や役員会で要望を伺ったということですが、具体的に幾つか教えていただきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 交通安全に関する要望というのは具体的にはなかったんですけども、どちらかといいますと、服装とか、旗とか、そういったことの要望についてはあったところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） やはり質問するときに、何かありませんかだと、そういう形になると思えます。指導上、何か困っていることありませんか等々であれば、多分出たのではないかなと思っております。

それではお聞きします。

この交通安全対策協議会の委員の任期は何年となっているのでしょうか。市長、お答えください。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 規則によりますと、任期は3年ととなっております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 5年間開かなかったということになりますと、特に交通指導員を

含めて任期が3年ですので、任期中、1回も開催がなかったということになります。この点については、国や県が交通事故をなくそう、あるいは子供が被害とならないような交通指導体制をつくっていかうということと非常に認識がずれていると思いますが、今後、本年度中開催ということですので、その辺については期待して、この点について終わりたいと思います。

教育長が答弁されましたうきは市通学路安全推進会議、本年度も傍聴が冒頭の5分から10分でしたが、なぜ通学路安全推進会議の傍聴ができないのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 通学路安全推進会議につきましては、各機関の事業計画や今後の予定などを基に意見交換が行われているものでございます。資料や意見交換の内容によっては、工事箇所、工事の規模が推測されたり、場合によっては用地の拡幅等が把握でき、用地買収や転売となる可能性も存在するものでございます。そうなりますと、利害関係者が発生する可能性もあることから、そういう内容については非公開とさせていただきたいということで会議の皆さんの御了承を得て非公開としているものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、この通学路安全推進会議については、傍聴規則があるという理解でよろしいのでしょうかというのが1点です。

それから、私も議員となりまして5年間になりましたが、この5年間の間で通学路に対する——恐らく歩道だと思いますが、用地買収がなされた実績はありますか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） まず、傍聴規則があるのかということでございますが、一般的な会議としては、非公開とする場合があると思っております。

また、過去5年間で歩道の拡幅等ですか、用地買収したことがあるのかということでございますけれども、内容によってはということでございますので、各学校からの危険箇所、それに伴う各道路管理者の事業の進行によって、ある場合もない場合もございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が質問したのは、この通学路安全推進会議に傍聴規則がありますか、ありませんかということですので、イエスカノーかで答えていただければ結構です。

2点目も用地買収がこの5年間の間に通学路の歩道の用地買収があったのかなかったのか、これもイエスかノーかでお答えください。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 通学路安全推進会議においての傍聴規則というものは定めておりません。

それから、過去5年間の分は、通学路の対策箇所一覧がございますけども、それを確認しないと、ちょっと今の時点であったかどうかというのは確認ができておりません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 5年間の用地買収、先ほど傍聴ができなかった理由に工事箇所や、あるいは工事の規模、あるいは用地買収等の問題が出るからという理由で傍聴できなかったんですけど、5年間の用地買収の実績が分からないということになりますと大変あやふやな判断で傍聴を禁止されたような気がいたします。

それでは、その点については今月中ぐらいに返事をいただきたいと思いますが、この会議で今まで、先ほど言いました5年間ぐらいの要望箇所は全て一覧表として提示がなされ、検討されたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 先ほどから申しております工事箇所、それから工事の規模が推測されるというのは、議員のおっしゃるような道路の拡幅等でございますので、拡幅だけが工事の規模が分かるというものではないと御理解いただきたいと思っております。

それから、過去5年間の危険箇所については、その都度、どういうふうに対策をするのかというのは通学路安全推進会議で協議をされております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が質問したのは、過去、プログラムに乗って、その解決方法として、保護者や学校の見守りで解決という事例がたくさんありました。それは根本的な解決になっていないと思います。そういう意味では、最低5年間の各学校から出たものについては提起し、学校のPTA並びに学校の見守りでは解決していませんので、ぜひ一覧表を毎回提出して点検をしていただきたいと思いますと思いますが、そのような点検をしていただけるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 過去5年間におきまして出たものにつきましては、やはり見守りでしかないというものもあると聞いております。それは横断歩道の設置という要望に対して横断歩道が距離的なものがあったり、道路の基準がございますので、なかなか設置ができない。それから、隣が民地であるとか、すぐに解決できないというものはあると思っております。

ただ、それを放置しているわけではなく、やはり地域の皆様と御協力いただいて、なるべく安全に過ごすようにしておるものでございまして、また、そういうふうに変更して危険箇所として要望することは可能となっております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今、課長は最後に、地域の皆さんと協力してということでしたが、その中には交通指導員が含まれているということで、交通指導員のほうへ働きかけがなされているという理解でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 地域の皆様としては、交通指導員の方もよく協力をいただいております。

また、シルバー保安官の方ですとか、地域の老人会の方、それから朝、PTAで割り振られた保護者の皆様にも御協力をいただきながら、学校のほうでも校長等が朝、また挨拶も含めて横断歩道前で立ったりしておるところでございます。そういった皆様の御協力をいただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 最後に、指導員の協力も得てるということですので、ぜひ交通指導員との連携をお願いして、2番目を終わります。

3番目、法律や条例、規則が守られるまちづくりということについて、2点お尋ねいたします。

まず1点目は、2022年、今年の4月から7月までの市の職員と教職員の月別、小・中学校別超過勤務の実態（45時間以上、80時間以上）の人数とその原因、そして縮減策。また、過去3月並びに6月の一般質問で教育長のほうから、学校の職員は持ち帰り時間の調査をしていません。昼休みの実態把握も不十分だと答弁されましたが、それができていない原因について伺います。

さらに、超勤縮減策について、教育委員会でどのような論議をされたのか、お尋ねいたします。

2点目、教職員の超過勤務と学校総括健康管理委員会の実態、そしてSDGs、目標10、「人や国の不平等をなくそう」、ターゲット3について、市の取組をお伺いいたします。

このターゲット3につきましては、後でまた提案しますので、以上、答弁を求めます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、法律や条例、規則が守られるまちづくりについて、大きく2つの御質問をいただきました。

まず1点目の市職員に関しましては、私から答弁をさせていただき、1点目の教職員に関してと2点目については、この後、教育長から答弁をさせます。

まず、令和4年4月から7月までのうきは市職員の月別超勤勤務実態と原因、縮減策についての御質問であります。職員の時間外勤務の状況でございますが、令和4年4月から7月におきましては、月により変動がございますが、1か月当たり45時間以上の職員が4か月間の合計で30人、80時間以上の職員が4か月間の合計で4人でございます。

令和3年度と比較しますと、45時間以上が4名の増加、80時間以上が2名の減少となっております。時間外勤務の要因については、4月に行われました市議会議員選挙、7月に行われました参議院議員選挙、それに会計検査院による会計検査などの他律的な業務等によるものと考えております。

市では、既にノー残業デーを設定し、定時退庁を推進するため、メールや館内放送等による周知・啓発を行っており、さらに時間外勤務が多い職員及びその所属長にヒアリングを実施し、長時間労働の要因調査を行い、改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務縮減の取組を行っているところであります。

今後も、「うきは市特定事業主行動計画」に基づく有給休暇の取得促進、時間外勤務の縮減等、職員の勤務環境の改善に取り組み、働き方改革の推進を図ってまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目、令和4年4月から7月までの教職員の月別、小・中学校別の超過勤務の実態と原因、縮減策について。また、持ち帰り時間と昼休みの実態把握がなされていない原因と、さらに超過勤務削減についての教育委員会での議論についてでございますが、市内小・中学校における教職員の超過勤務の実態については、今回、資料として提出させていただいているとおりでございます。

令和4年4月から7月の令和3年度との比較では、合計で小学校の45時間以上は前年比28名の減、80時間以上は前年比1名減となっております。中学校では、合計で45時間以上は前年比9名減、80時間以上は前年比4名減となり、小・中学校ともに昨年度より減少傾向にあ

ります。

減少した要因の1つとして、校務支援システムの活用がスムーズになり、校内会議はペーパーレスで行ったり、他の学校の教員へシステム内のメッセージで一斉通知ができたり、授業の資料作成においてはタブレットで職員同士が共有できるなど、ICTの活用により業務の効率化が図られ、超過勤務の縮減につながったのではないかと考えています。

なお、持ち帰り時間と昼休みについては、客観的な把握が困難であるため、実態把握は行っていません。しかしながら、課題等があれば校内の衛生委員会で対策を講じて改善してまいります。

次に、教育委員会においては、議会の一般質問に関する資料を教育委員に配付し、超過勤務の状況等についても御理解をいただいています。その上で学校訪問に参加し、各学校における働き方改革の取組についての報告を受け、協議を行っています。

2点目の教職員の超過勤務と学校総括健康管理委員会の実態とSDGs目標10、ターゲット3の取組についての御質問ですが、SDGsの目標10、「人や国の不平等をなくそう」のターゲット3では、「差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する」と示されております。

学校における超過勤務の実態については、先ほど述べたとおりでございますが、今後も国や県の動向を注視しながら超過勤務縮減に取り組み、また学校総括健康管理委員会においては、各学校の衛生委員会の取組を踏まえた健康管理を行い、教職員の安全及び心身の健康確保とともに、快適な職場環境の形成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ありがとうございます。

特に目標10の3については、差別的な法律云々、政策及び慣行の撤廃、すみません、資料につけておりましたが忘れておりました。

ただ、この上の資料を見ますと、私の把握では、2021年と2022年では、45時間以上は今年のほうが増えてますし、80時間以上も増えています。これは小・中学校ほぼ一緒です。何かその辺もちょっと違うんじゃないかなと思うのと、併せて、小・中学校管理規則には1か月につき45時間、1年につき360時間。本年度の基本計画には緊急の課題として、月80時間超の在校時間等の解消に取り組むというふうに書いてあります。

それからもう一つ、お手元の黄色の分です。「STOP！不正打刻」これは県の教育委員会が、右のページ見てもらったら分かりますように、本年の4月に出した分です。特に見ていただきたいのは、この不正打刻の勤務時間を形式的に減じるために、退勤打刻後に業務を行うこと、実態と異なる除外時間を入力させることは不正です。

また、下の黄色の部分ですが、業務の持ち帰りは行わないことが原則です。自宅等に持ち帰っ

て業務を行うことは避けてください。管理職においては、職員が持ち帰って業務を行う状況が起これないようにしましょうと、わざわざ丁寧に書いてあるのですが、次のページの、ちょっと写りが薄くて申し訳ありませんが、うきは市が出された5月10日に配付された分については、今の部分がすぽっと落ちておりますが、その点についてどのように市長はお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市の作成しましたチラシの件でのお尋ねかと思えます。

これは議員御指摘のとおり、4月に県のほうからリーフレットの関係の通知が来ております。その中に、こういうパターンは大抵こういうふうには書いてるんですが、県立学校長宛てに通知しましたので、参考に送付しますとあります。そしてその後に、貴教育委員会の状況に合わせて適宜修正し、活用してくださいということと、議員御指摘の不正打刻の通報窓口、こういったものを貴教育委員会のほうで創設されるようにということで、そういったことを踏まえて、うきは市としましては、議員にも資料として出していただいておりますように、下段のほうにあります相談窓口、ここをしっかりと明記すると同時に、その下のほうに、ちょっと薄くなっておりますが、いわゆる実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、また残させたりすることのないようということで、この窓口を設置していると。その趣旨をきちんと明記させていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） じゃあ1つだけ確認します。この黄色の部分に書いてある、実態と異なる除外時間というのは、これは昼休みが45分取れているということなんでしょうか。それとも45分取れていないという理解、どちらでしょうか。教育長にお尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） すみません、今の議員が御指摘になったのは、この下のほうに書いてる実際と云々のところでございますか。（発言する者あり）ああ、いやいや、そういうことじゃなくて、この趣旨は、いわゆる職務全般の中でという趣旨のパンフレットでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 残り1分になりました。今日、2つの西日本新聞を持ってきました。1つは今年の8月18日、教職、ただで働かせ放題。小・中教員、半数休憩ゼロ。精神疾患で休職5,000人、そして過労死ライン超え横行、56年前の法律、壁にということで、今日の資料、ちょっとすみません、写りが悪かったんですが、80時間を超えてる人、あるいは100時間を超えている人がたくさんいますが、その点についてなかなか明確な答弁がありません。

んでした。

なおかつ、半年ほど前になりますが、2021年10月6日の同じく西日本新聞で、国立大学附属小・中・高校の教員未払い残業代8.7億円ということで、18法人に労働基準監督署が是正勧告を行っています。国立大学法人に変わって、国立大学の小・中・高の教員には残業代が払われています。しかし、公立の小・中学校教職員については、繰り返し述べますが、時間外勤務に手当がないし、ただ働きで働かせ放題。

このような厳しい状況があり、採用試験の倍率も落ちてると、大変危機的な状況がありますので、ぜひとも今後とも縮減に向けて取り組んでいただくことをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） これで、7番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。10時20分より再開します。

午前10時05分休憩

午前10時20分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、1番、権藤英樹議員の発言を許可します。1番、権藤英樹議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1番、権藤英樹でございます。議長から許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

一般質問に入ります前に、竹永議員からもございましたが、今回の台風で市内でも被害が発生をいたしております。また、8月の集中豪雨におきましても、市内で冠水箇所等、被害が出ております。まずもって被害に遭われました市民の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、建設課、農林振興課をはじめとして、市の各課に真摯に早急な御対応をいただきましたことに感謝を申し上げます。また、今日、市長公室長からの説明にもありましたとおり、果樹のハウス倒壊等、生活に大変支障が出る被害も出ております。また今朝、屋部から延寿寺のほう、果樹園のほうを見回ってまいりましたが、柿の実が大変多く落ちており、まだ実損の数字は出ておりませんが、被害も甚大なものだというふうに認識をいたしております。

何とか人的被害は抑えられたものの、こうした経済的な被害に対して、市ででき得る形で御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また前回、6月議会でも一般質問に立たせていただきましたが、その際にお問い合わせいただきましたアピアランスケアの問題につきまして、保健課のほうに早速分かりやすい資料を窓口等に置いていただくなどの早急な対応をいただきました。また、市民協働推進課におかれましても、次世代の交通について見識を深める勉強を行っているというふうに伺っております。早急な対応につ

きまして、心から感謝を申し上げますとともに、何とか次年度、より一層の活動ができますよう、予算等配分いただければというふうに思っております。

それでは、一般質問の通告書に基づきまして質問をさせていただきます。今回は2点、御質問をさせていただきます。1点目が、農業の生産資材高騰対策と小規模農業、また新規就農への支援についてでございます。2点目が、新たな産業の誘致と遊休地の活用について質問をさせていただきます。

それでは1点目、農業の生産資材高騰対策と小規模農業や新規就農への支援についてでございます。大きく3点、御質問をさせていただきます。

1点目ですが、長引くコロナ禍の影響や深刻化するウクライナ情勢により、化石燃料、また穀物の価格が高騰し、本市の基幹産業である農業の経営を圧迫しております。肥料や飼料など、生産資材購入における農業者の負担軽減について、本市の現状の取組を伺うとともに、本市独自の支援策も含めた農業者の営農継続のためのさらなる支援について、市長の見解をお伺いします。

2点目に、本市においても、昨今では大変熱心に取り組まれておりますトマトやイチゴなどの栽培、これに係る施設園芸の施設資材も今、価格が高騰をいたしております。新規就農者の多くが野菜を中心作物として検討をし、その実に3割ほどの方が施設園芸による就農を希望されているというふうな統計も農林水産省のほうから出ております。

そういった新規就農を望むような皆さんにとって設備資材の価格高騰というのは、新規参入を行うに当たって経済的な要因となって、それを阻害するものとなっております。本市の現状、またその取り巻く環境も鑑みながら、施設園芸に対する支援の強化について市長の見解をお伺いいたします。

3点目に、コロナ禍がもたらした社会環境の変化、いわゆるリモートワーク等になりますが、そういった環境の変化や国際情勢の変化による食糧自給への関心の高まり、ウクライナ情勢等を踏まえて国内自給について考えが深まっております。そうした影響を受けまして、小規模の有機栽培農家、また半農半X実践者などという小規模農家が増えることが見込まれ、中山間地域の耕作放棄地の担い手として期待をされているところでございます。

そうした実情の中ではございますが、現在の国や県の農業への助成のほとんどが大規模施業、いわゆる1町歩以上を有する大規模施業を前提としている中で、こうした小規模の農家が支援を受けられないという現状もございます。こうした小規模の農家を本市の中山間地域の耕作放棄地の担い手としてしっかりと支援をしていく独自の支援をしてみてもどうかというふうに考えますが、そういったところに対しての市長の見解をお伺いいたします。

以上3点、よろしくお願いたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、農業の生産資材高騰対策と小規模農業や新規就農への支援について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目の肥料や飼料などの生産資材購入における農業者の負担軽減と営農継続のための支援についての御質問であります。肥料や飼料の価格につきましては、議員御指摘のとおり、ウクライナ情勢や中国の輸出規制等により、肥料の原料や穀物が高騰し、大幅に値上がりをしている状況であります。

そのような状況の中、肥料高騰対策支援につきましては、国・県は価格上昇分の一部を補填する制度を打ち出しております。国の事業につきましては、市の予算を伴わない直接採択事業となっておりますが、県の事業につきましては、市を通しての間接補助事業となっているため、本議会の補正予算では県の事業のみを計上させていただいているところでございます。

また、市の独自支援として、国・県の支援に対しまして上乗せ補助を行うことを考えており、同じく本議会補正予算として計上させていただいているところでございます。

次に、畜産農家の飼料高騰対策支援でございますが、現在、国が「配合飼料価格安定制度」を実施しております。制度の内容としましては、加入生産者等から積立金を徴収し、それを財源として配合飼料の値上がりがあった場合に補填金を交付する制度でございます。しかし、現状は既存の「配合飼料価格安定制度」での補填以上に飼料費が高騰しているため、乳牛、肉牛、採卵、養豚農家の方に対して、市の独自支援として飼料価格上昇分の一部を支援することを考えており、同じく本議会補正予算として計上させていただいているところでございます。

今後も生産資材等の高騰が続くと考えられますので、国・県に対しましても支援策の充実等について要望を行ってまいりたいと、このように考えております。

2点目の施設園芸に対する支援強化についての御質問であります。肥料や飼料と同じく、ハウス骨材等の生産資材も高騰しており、施設園芸等による就農を希望する新規就農者は大きな不安を抱えている現状があります。このような中、新規就農者に対しては現在、「農業次世代人材投資資金」の活用を勧めております。平成24年に制度が開始されてから、令和3年度まで79の方が新規就農として就農していただいておりますが、そのうち27名が施設園芸への参入となっております。

同制度につきましては、毎年度、制度変更があっており、今年度からは内容が大きく3つに分かれたものとなっております。内容としましては、まず国が2分の1、県が4分の1、本人が4分の1で、最大1,000万円の機械施設整備ができる「経営発展支援事業」でございます。2つ目が、年間150万円を3年間、国から給付を受けることができる「経営開始資金」でございます。3つ目が、今申し上げた「経営発展支援事業」と「経営開始資金」を組み合わせた事業で、国が2分の1、県が4分の1、本人が4分の1で、最大500万円の機械施設整備を行いな

がら、年間150万円を3年間給付を受けることができる事業となっております。

また、市独自の事業としましては、「農業次世代人材投資資金」を活用する新規就農者を対象に、「うきは市新規就農促進事業」を実施し、資材購入等の初期投資の一部費用の助成を行っております。具体的には、30万円を上限として、係る経費の2分の1を補助するものであります。今後、国、市の制度を活用し、新規就農者の初期設備の費用を抑制し、経営発展につなげていただきたいと、このように考えております。

また、認定農業者向けの支援でございますが、こちらは県の「福岡県園芸農業等総合対策事業」や国の「産地生産基盤パワーアップ事業」等を活用し、ハウス等の機械施設整備等の支援を行っており、市としても事業費の5%を支援しております。しかし、骨材等の価格高騰に伴い事業費が大きくなり、農業者負担も増加をし、新規参入や規模拡大が厳しい状況あります。今後は、これらの事業には長寿命化等のハウスの補修等のメニューもあるため、今後、既存のハウスや空きハウス等を活用し、コスト削減の取組も検討していきたいと、このように考えております。

3点目の有機栽培農家や半農半X実践者などの小規模農家が増えることにより中山間地域の耕作放棄地の担い手として期待されているが、特色ある独自の助成による小規模農業支援を行ってはどうかという御質問であります。議員御指摘のとおり、コロナ禍による働き方の変革や国際情勢の変化に伴い、農業に対する関心は高まっております。しかしながら、現在の国・県の施策としては、認定農業者を中心とした大規模専業農家に対しての機械導入や施設整備の支援であり、兼業農家や小規模農家に対しての支援は少ないのが現状であります。

現在、市の独自支援として、認定農業者以外の農業者の方でも活用できる、「うきは市農業振興対策事業」がございます。内容としましては、国・県の事業で採択されない小規模施設整備や鳥獣被害の対策等を行う場合、認定農業者だけではなく、小規模の農業者も活用していただいている事業となっております。また、中山間地域限定になりますが、「山村振興基金」や「中山間地域農業生産基盤整備事業」、「うきは市中山間地域半農半X推進事業費補助金」等を活用いただいているところであります。

これらの施策を活用した支援を継続するとともに、半農半X実践者や有機農業栽培、減農薬栽培を行う方々に対しての支援については、本年4月以降、調査・研究を深めているところであり、引き続き調査研究を深めていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 1番、榎藤議員。

○議員（1番 榎藤 英樹君） 今、市長から答弁をいただきましたが、まずは肥料、飼料に対しまして、今議会の補正予算で、市長の発言の中にもありましたとおり、県や国の補助に上乘せをして市からも補助をいただけることに関しまして感謝を申し上げたいというふうに思っておりますし、しっかりと基幹産業である農業をお支えいただける姿勢をかいま見たように感じておりま

す。

そうした、ただいまいただいた答弁の中も含めまして、幾つか再質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず1点目ですが、(1)の肥料、飼料に関する部分でございます。本日、添付資料もおつけいたしておりますので、そちらも御確認いただければというふうに思いますが、まず①、②につきましては、今、全体的に農業に携わる方の人口が減っているということの資料でございますので御確認をいただければというふうに思っておりますし、2015年から2020年にかけて5年の間で45万人ほどの方が離農されているということ、本市は基幹産業が農業でありますので、我がこととしてしっかりと受け止めなければならないというふうに思っております。

また、②のほうでは若年層の就農が非常に低いということを見てとることができます。そういったところにしっかりと支援の手を差し伸べていくのが行政の役割だというふうに認識をしておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

③については、肥料の価格推移、先ほど市長の答弁の中にもありましており、大変高騰をしております。特にリンなどにつきましては、倍ぐらいの94%増というような大きな推移で値段が上がっております。

次のページになりますが、④につきましては、各農業の施業別の経費に占める肥料の割合を示しております。畑作、また施設野菜等は10%前後の肥料代がかかるということで、非常にここが値上げをすることによって切迫しているということを見てとることができると思っておりますし、市長答弁の中にもありましたが、施設園芸につきましては、肥料、飼料のみならず、ハウスでありますとか、冬場の燃料を炊く部分については⑤にも示しておりますとおり、農業用ハウス等を設置するんですが、こちらに書いてありますとおり、2012年から約10年ほどの間に1.3倍ほどこの施設の価格が高騰をしております。鉄骨等を使いますので、そういった金属資源等の価格が上がっていることに同調するような形で、こうしたものも値段が上がっているという現状をお示しております。

そういった中で、まずちょっと燃料のことに触れましたので、1点、資料はつけておりませんが、先日の西日本新聞のほうに今回の9月議会でみやま市のほうですが、補正予算案として様々な、本市と同様に新型コロナウイルス対策の国からの支援というところも含めた中で、みやま市のほうが施設園芸の燃油価格高騰分の助成ということで3,200万円を補正で計上しております。こうした形で、今、市長から答弁いただいた既存の支援に上乗せをする形で、今お困りのところにしっかりと補助がつくような形で、今後の補正でも結構ですので、ぜひ御検討をいただければというふうに思っております。これは要望までにとどめます。

その中で、まず再質問の1点目ですが、今回の先ほど市長に答弁をいただいた国や県の肥料等

に関する助成事業の中で、この中の要件として化学肥料を2割削減することが1点、要件として含まれております。確かに高騰する化学肥料を減らすということは理にかなっていることではございますが、この現状は今、あくまでも価格が高騰する化学肥料、これに対して肥料費の負担を減らすということが主目的であって、今、国・県等が示しているものは、どちらかというところ、それに乗っかるような形で、前の質問者の答弁にもありましたとおり、みどりの食料システム戦略等があって、そういったものも何かごちゃ混ぜになって、ここで化学肥料を2割減ということを経済に付されているように感じるのですが、あくまでも今回の支援は、今、価格高騰に窮する農家の皆さんの支援であるということをお前提に、できれば市の上乗せ、また今後の市として独自に御対応いただく中では、こうした化学肥料を2割削減することを要件から外していただきたいというふうに思っておりますが、そこについての認識についてお伺いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課調に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山農林振興課長。

○農林振興課長 農林振興課の高山でございます。

今、御質問では、国の事業については2割の化学肥料の低減、これ、条件がついている。市のほうではそこら辺の撤廃をという御質問でございますけれども、まず今回の事業に当たっては、国の事業、県の事業を活用して上乗せを考えております。

実際に制度が固まりつつある国の事業、7割補助となっております、国の事業については、この項目、取組については必須になりますので、農家の申請時にはお話ししながら、どれか取り組める項目を選んでいただくような形で御相談に乗っていきたいと思っております。大体、取り組む項目が幾つか定められておりますけれども、全てをやる必要はございませんので、できる部分でコスト削減に取り組んでいただくようなメニューになっておりますので、そこら辺をまた申請者の農家と協議していきたくと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 内容については理解をさせていただきました。本年の7月25日の農業協同組合新聞、JAの発行する新聞にもコラムの一部として、この2割削減要件について異論が多く出ているというような記事が出ておりますので、御興味がある方は検索をいただければというふうに思いますが、この中でも種々、今、お話をさせていただいたようなことが載っております上に、基本的に先ほどの表3を見てお分かりのように、2008年ぐらいに1回、肥料価格がどんと高騰をいたしました。そのときに多くの営農者の方が既に肥料価格高騰を機に化学肥料の削減、低減に取り組まれている。その中に輪をかけて2割というのは非情ではないかというような御意見を持つ方もたくさんいらっしゃいます。

先ほど課長の答弁にもありましたとおり、今回は14個ぐらいのスキームの中からどれかをまずは取り組んでみようという姿勢をしっかりとお示しただけであれば補助の対象になるというところに若干カバーをいただいておりますので、その点については少し安心をしているところではございますが、あくまでも営農者の方は日々、そういった経費の削減にお努めになられてる。その中で今、非常に窮する状況にあるということを行政側も理解を賜った上で、何らかのこういったところに手が届くような施策をお願いしたいというふうに、この分については要望にとどめておきます。

2点目ですが、先ほどから化学肥料の高騰についてお話をしておりますが、そうした中で先月の日本農業新聞のほうにも出ておりましたが、下水を処理する中で出る汚泥等の中から、いわゆる化学肥料に使える有機物が出るというようなことで、まさに福岡県のJA全農ふくれんが取り組まれているんですが、福岡市の下水道の汚泥の中からリンを取り出しまして、それを化学肥料の材料の一部として使って、今月から県内のJAで販売をされているというふうな記事がございました。

福岡市の場合であります、年間80トン、再生するリンを調達することが可能というふうに聞いております。それを5%含有の肥料に含めると8万袋製造ができるというふうな記事がございました。これは当然、先ほど来、話題に出ておりますみどりの食料システム戦略の推進にもつながりますし、またSDGsという言葉がずっとこの行政、市議会の中でも飛び交っておりますが、そういった中での循環型社会の構築というところにもしっかりと役に立つというふうに認識をしております。

2点目の質問につきましては、担当課にお答えいただいても結構でございますが、現在、うきは市でも下水処理を行っておりますので、こうした汚泥が出ているのか、またその処分はどのようにされているのかをお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどのJAの福岡の取組については、私も新聞報道で承知をしております。今、お尋ねについては、水環境課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内でございます。

関連で、下水の汚泥の処理の方法についてお尋ねがございました。浄化センターで処理をするわけなんですけれども、泥みたいな感じで、最終的には処理がなってきます。産業廃棄物の扱いでございまして、現在は糸島の処理業者のほうに搬出いたしまして、そこで処理をいただいているところでございます。また加えて、福岡市辺りの先進団体でのお取組ということに対しては、大変参考にさせていただいております。ただ、何分、大変高度な技術なり施設ということで、

なかなか今の段階では、まだまだ手が及ばないものだというような認識は持っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 御答弁をいただきました。その中で、確かに福岡市の下水処理に関しては高度な処理システムを用いた上で、リンだけを抽出するという事に成功いたしておりますし、その点で申し上げれば、本市の下水処理施設の中に今、そういった高度な機械が入ってるかといえば、そうではないかもしれませんが、早急に同様のことを求めるつもりはございません。

ただ、今、水環境課長の答弁にもありましたとおり、本市でも下水が発生をし、その汚泥が発生をしているということは事実でございます。また、それを産業廃棄物として業者に処理をお願いしているということも事実でございます。その処理されたものがどのように活用されているのか御検討いただくとともに、もしこれが肥料、堆肥等に加工されてるということであれば、本市の中で、福岡市と全く同じことではなくても、市民、営農者の皆さんに広く頒布できる肥料等、堆肥等にできないのか、それにはどれぐらいの予算がかかるのか、また、そうすることで先ほど来、話が挙がっておりますみどりの食料システム戦略、またSDGsの取組に資するのか、そういったことを、よろしければ御検討、調査等をいただきたいと思いますと思いますが、それに対して市長の所見をお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も申されてるとおり、福岡市とうきは市では規模が全然違いますので、全く同じということはちょっと厳しいんじゃないかと思いますが、今後、カーボンニュートラルも含めてしっかり見据えて考えなくちゃいけない大きなテーマだと、こういうことで認識はしております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、市長のほうからも前向きな答弁をいただいたというふうに認識をして、次の質問に移らせていただきますが、再質問の3点目ですが、こうした様々な支援の中であまり表には出ていないのですが、肥料を少なくするというところの中で、最新技術を用いた、いわゆるスマート農業などと言われるようなことを行うことによって肥料をまく施肥の量を低減することができるというようなことも試みられております。

例えば農水省の資料等によりますと、ドローンを活用した追肥の技術、こういったものに関して緩効の追肥をやれば大体時間、1ヘクタール当たり70分から80分というところが、ドローン追肥で行えば20分から30分、そして当然、ドローンでの自動散布になりますので人手も減れば、無駄に多くまくこともなくなるというようなこと等も、コストでは、この資料によれば二、

三割の削減というふうな数値も若干出ておりますが、そういった本市におけるスマート農業、また先端技術を使った農業に対する市長の認識、また、これへの支援、今後の見解等についてお話を伺えればと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） ただいま、スマート農業についてちょっと御質問ございましたけれども、基本的に高収益の事業で施設園芸であったり、機械導入については、まずちょっと国・県の活用を第一に考えております。ここ数年、国・県の事業を活用して、例えばドローンであれば、市内の大規模農家であったり、営農法人であったり、そういったところは活用して、ドローン等を導入してきている現状でございます。コンバインであったり、トラクターであったり、そういったところも最近のGPS付の機械であったり、そういった導入も支援してきているところでございます。

今後もそういった国・県をまず基本に、第一に事業活用を考えて、それに対して市の、例えば高収益であったり、5%とか、こういったところも引き続き支援をやっていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、榎藤議員。

○議員（1番 榎藤 英樹君） ただいま答弁をいただきました。本市でも国や県の支援に基づいてしっかりとそういった皆さんをお支えいただけるという答弁というふうに理解をさせていただきました。

今、追加で質問をさせていただいたことも含めまして、（1）と（2）につきましては、これは要望までにとどめますが、まずは本市の基幹産業である農業、この基幹産業としてふさわしい就業者への支援の在り方について、再度、今回のウクライナ危機等で資材等が高騰している、この機会を契機に様々見直していただきたいというのが1点と、先ほど来の市長や担当課長からの答弁にもありましたとおり、市としてしっかりと上乗せ補助等を御対応いただいていることには感謝しつつも、そういったものをもう少ししっかりと情報発信をしていただく、また、うきは市で就農することによって、他市の県や国の補助、これは軒並みどの市町村にも同じようにやられているんだと思いますが、これに加えて、うきは市でやるとこうだというような付加価値、本市で農業を営むことの付加価値、そういったものをしっかりと発信していただきたいというふうに思っております。この2点については要望にとどめさせていただきたいと思っております。

続きまして、（3）の小規模農家、また半農半X実践者等について、市長からの答弁もいただきました。私の資料につきましては、すみません、⑥から⑦、⑧までは、先ほどの答弁等に出て

きました国と県の補助の資料でございますので、御参考いただければというふうに思っております。⑥が国で、⑦、⑧が県でございます。

⑨に書いておりますが、人口減少における長期的な土地の利用の在り方ということで、今、①が持続困難になってきて、今、②の粗放的な利用等、農業生産利用というところが中山間地等で、耕作放棄地等で考えられる施策であるというふうに考えております。これは逆に③までいきますと、もう農地に復することがなかなか難しくなるのではないかというふうに個人的に認識をしております。そういった中で、どうにか②の景観作物を植えてみたり、有機栽培をやってみたりというような小規模農家の皆さんがしっかりと地域を保全していくというようなところでとどめていただくためにも、(3)について質問をさせていただいた趣旨でございます。

⑩については、御参考いただければというふうに思いますが、明治大学の小田切先生の資料でございますが、こういった形で就農に結びつくというような資料でございますので、御参考いただければというふうに思っております。

その中で、本質問でも申し上げましたとおり、既存の支援が、市長の答弁にもありましたとおり、大規模な農業に携わる方に周知をしております、国・県の補助がですね。そういった中で、先ほど答弁もいただきましたが、どうにか小規模、また新規就農で小さくやられる方に手が届くような本市独自の支援をお願いしたいということを要望したところでございます。

その中でも市長の答弁にもありましたが、県の補助事業を使って、今、姫治地区のほうでえーのう馬場という施設で、こちらのほうに住んで、実際に半農半Xのような生活を1年間送りながらなじんでいくと、うきは市で就農していくというような事業が進められております。この点について、今、その施設が1件でございます。1人入られると、そこに1年間ずっと使って、ほかの方が入れないというような、お待ちいただくというような状況になっております。

資料はつけておりませんが、今、その県の補助事業を福岡県内60市町村の中で3市町で行っております。北九州市と本市と添田町とで行っているんですが、添田町の例を取りますと、広く半農半X実践希望の方を募って、その方々に細かな支援、サービス等を提供しているようになっております。

本市のえーのう馬場の事業、大変いい取組だと思いますが、もう少し間口を広げてお取り組みいただくようなことができないかお尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） 今、えーのう馬場の活用につきまして、もっと広く使えるようにしたらどうかということの御提案をいただいたかと思えます。実はまさにそのことについて、我々も

同じような考え方を持っておりまして、今、担当部署のほうに、そういったことができるのかで  
きないのか、いろんなほかの制度も活用させていただいてるところと、あと、持ち主の方  
が地域の方と関係ありますので、その辺の御意向とかも含めて、今、ちょっと聞き取りとかをさ  
せていただいております。この場で、できるかできないかは、ちょっとまだ判断ができてないん  
ですけれども、しっかり検討したいと思えますし、あの場所がもしそれができないとなった場合  
は、ほかにそういった希望者が住めるような場所がないのかを探したりとか、そういうふうにし  
ょっと広げていきたいなというふうに、もう少し調査研究をさせていただきたいと、そのように  
思っております。

○議長（江藤 芳光君） 1 番、権藤議員。

○議員（1 番 権藤 英樹君） 今、副市長に答弁をいただきました。非常に前向きに御検討いた  
だけるといふふうに認識をいたしましたので、この件についてはしっかりとお願いをしたいというこ  
とで要望にとどめたいと思えますし、また、昨年12月24日の日本農業新聞のほうにコラムで  
ありました。

半農半Xの定着、農業、仕事づくりを支えようというテーマでのコラムだったんですが、非常  
にいろいろ記載がございまして、まさに半農半X、また山のほうで小規模で有機をやろうという  
皆さんは、ほとんどがそれまで農業に縁のなかった方が始めることが多い傾向にあるというふう  
にこれにも記載があります。また、地域に定着するには、住むことだけではなくて、しっかりと  
した資金的な支援策が求められると。ほとんどの方が自分の貯金を取り崩したり、そういったこ  
とでやって挫折をして離農する、チャレンジをやめるというような方が多いというふう聞いて  
おります。

また、国のほうの食料・農業・農村基本計画、そちらのほうでも実践者を増加させるための方  
策、また本格的な営農に限らない、多様な農への関わりを支援する体制の在り方についてしっか  
りと検討すべきだといふふうに記載がございまして。そういった意味で、えーのう馬場、また今、  
本市が取り組んでいる半農半Xの実践者を受け入れる体制の間口を広げるといふことは、こうい  
ったことにもしっかりと起因することだと考えておりますので、どうか副市長の答弁の下、しっ  
かりと、この体制を押し進めていただくことをお願い申し上げます。

それでは、少し時間も押してございまして、次のほうに進んでまいりたいというふうにして  
おります。

あと、ちょっと一言だけ。資料の11にその1つの例として、特定地域づくり事業協同組合と  
いうものの資料をつけております。これは何を私は申し上げたいかという、なかなかえーのう  
馬場のような施設を整えていただいても、1人で、先ほど申し上げたような農業に縁もゆかりも  
ない方が来られても孤立を招く。そして、地域に1人、ぽつんと住むのには非常に垣根、ハード

ルが高いところがございます。

そういった中で、農水省も推奨している、こういった事業協同組合を作っていただくことで、これはどういうことかという、農業だけにかかわらず、今、山村を全体的に盛り上げようというような取り組みもあるかと思いますが、本市で言えば観光業であるとか、あとは商工業、そういった様々な皆さんとしっかりと連携を図りながら、半農半Xの方に農業に従事する残りの半Xの部分で御自身の事業、そのほか、こういった地元の企業への就職、就業、そういったものに結びつける、言わば1つのちょっとした地域での人材派遣の集団的なものになるかと思いますが、そういったものに対して、この資料のとおり農水省も積極的に推進をし、助成等があるようなシステムになっております。本市だけの手出しではありませんので、こういったことも活用しながら、どうにか先ほど申し上げた半農半Xでやってみよう、有機で小規模でやってみようという方の資金面での支え、そして定住面での支えになればというふうな資料でございますので、時間の関係で、ここについて詳細はとどめさせていただきますが、ぜひ御検討いただくことを要望したいというふうに思っております。

次の12番の資料もその実例として四国のほうで取り組まれてる、集団で就農に参加するような事例でございますし、13番については、先ほど来、話が上がっております本年からのみどりの食料システム戦略、ここについての資料でございますので、御参考いただければというふうに思っております。

それでは、2点目の新たな産業の誘致と遊休地の活用について、2点質問をさせていただきます。

1点目は、三春工業団地の完売で、本市内の工業団地用地は全て完売をしました。ただ、現在の国際情勢の変化に伴うリスク回避のため、海外に展開をしていた工場、施設等が国内回帰をする傾向が見られております。そうした中、アジアにも近い本県、また本市、朝倉市等の市域においては、交通の便も高速道路等の便がよいため、用地取得を望む企業が増加していると伺っております。そのような情勢を踏まえて、今後、工業団地、産業団地等の造成、用地取得について、市長の見解をお伺いするとともに、併せて、現在あります、うきは市土地開発公社の今後の在り方についても見解を伺いたいと思います。

2点目が、浮羽東高校跡地の処分については、前回の6月議会でも佐藤裕宣議員から一般質問がありましたが、これまで何度も議会で取り上げられている遊休市有地に対する市民の関心は非常に高いものと感じております。うきは市公共施設等総合管理計画にも示された再編対象施設等も踏まえ、市がもっと主体的に対応を進めていくことが望ましいと考えておりますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新たな産業の誘致と遊休地の活用について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の今後の工業団地の造成や用地取得、そして、うきは市土地開発公社の今後の在り方についてであります。現在、うきは市では三春工業団地の未分譲区画1.7ヘクタールの売却を進めており、近日中に協定書及び売買契約書を締結する予定としております。最近、市や県へ工業団地に関する問合せが増えてきている状況で、企業ニーズとしましては、コロナ前と比べて中規模から大規模用地を求めている傾向にあります。

このような状況の中、市内に新たな工業団地を検討することが必要ではないかと、こういう考えから、福岡県企業局及び福岡県企業立地課と協議をいたしまして、「福岡県産業団地整備促進補助金」を活用し、まずは市内における工業団地可能性調査の実施に向け、実は本議会において補正予算として計上させていただいているところでございます。この調査により、よい候補地が見つければ、新たな工業団地の造成に向け、福岡県企業局及び福岡県企業立地課と協議を重ねていきたいと、このように考えております。

また、今後のうきは市土地開発公社の在り方につきましては、三春工業団地の分譲手続や新しい工業団地の調査結果等を踏まえ、今後、検討していきたいと、このように考えております。

2点目の市有地の遊休地についての御質問であります。平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画では、対象となる施設の利用実態など、関係者の意見を十分に検討・検証し、老朽化の状況等を考慮した上で、施設の集約化、複合化などについて十分検討を行うこととしております。その結果、市による活用が困難だと判断した施設につきましては、議会をはじめ、地域の関係者等に情報提供を行い、地域に寄与するようなものとなるよう民間事業者等に売却し、結果として維持管理コストの縮減や歳入確保につながるよう努めているところでございます。

これまで議会などにおいて、御指摘がありました旧浮羽東高等学校跡地や再編対象施設につきましては、施設を所管する関係各課だけで判断するものではなく、市全体を見据えた判断が必要となると考えております。そのためには職員一人一人が公共施設を取り巻く状況や課題を認識し、柔軟な発想で連携を図りながら、有効な活用を図っていく必要があると、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、2点について御答弁をいただきました。

1点目につきましては、現状、市長のほうも、また担当課のほうもしっかりと認識をした上でしっかりと勉強をしながら取り組んでいただけるということ、また、公社につきましては未売却地の売却、また新しい調査の結果等も踏まえて、そこまでしっかりと活用していくということで御

答弁をいただきました。

私の思うところでございますが、この公社につきましては、しっかりと公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて設置をされている公社で、自治体が有しない権限等も一部有しているものでございますから、ここはしっかりとその権限を生かして活用していただきたいという認識を持っております。

そうした中で幾つか再質問をさせていただきたいと思いますが、まず市長の答弁の中にもありましたとおり、県の企業局、また商工部の企業立地課等がそういった産業団地、工業団地等の部分に関わってる部署だというふうに認識をしておりますが、先ほどの公社の話もありましたとおり、しっかりと一定、本市にあります、うきは市土地開発公社に様々な権限等もございますので、そういったところをしっかりと生かすということも含めて、県の企業局任せにならない、本市らしい産業団地、産業等の誘致についてお取組をいただきたいというふうに思っております。

何が言いたいかと申し上げますと、どうしても県の企業立地課等のホームページがありますので御覧いただければお分かりのとおり、非常に大規模な立地についての紹介は非常に多いのですが、市長の答弁にもありましたとおり、今、どちらかという、3,000ヘクタールとか、4,000ヘクタールとか、県が出してる情報よりも比較的小さな物件に対しての引き合いが多いというふうに聞いております。また、大きなところを分割して販売できるかというような質問が県に多いというふうにも聞いております。

そうした中で、本市の特色を生かして、小さな未活用地であるとか、今まで産業団地として考えてこなかったような中規模な土地をきちっと集約をして産業団地に造成する、売却のほうに進めていくというには、どちらかという機動力のあるうきは市土地開発公社がその任を担ったほうが良いというふうな認識でおります。こういったところについて所見を伺えればというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員とまさに認識を一緒にするもので、今、工場、国内回帰が進んでいるという話も触れさせていただきたいと思います。大きく3つの理由があるんじゃないかと思えます。

1つは、今まで安い賃金を目標にして海外展開、特に発展途上国のほうに企業移転が進んでおりましたが、我が国においてはもうほとんど経済成長も止まり、賃金も伸びておりません。一方、発展途上国を中心として、もうどんどん賃金が上がって、賃金の格差がないような国も出てきております。そういう面で、何も海外で企業展開、製造展開する必要がないという、そういう動き。それから、長引くコロナ禍において、いわゆるサプライチェーンの問題、これで経済安全保障を考えますと、やはり国内で製造したほうが安全ではないかという視点。そして最近、円安、今日

の新聞ですと、もう142円ということではありますが、こういうもろもろを考えますと、大きな企業が国内へ回帰してるということでもあります。

そういう中で、今、先ほど答弁させていただいてますように、引き合いとしてはかなり大規模誘致の相談を受けるケースがあります。そうしますと、私どもの大きな課題は、団地造成するための一番の大きな課題は、農地転用をどうするかであります。まず、今の久留米・うきは工業団地みたいな33ヘクタールの土地なんかがいい例なんですけど、あれを市でやろうとしてたら、これは三、四年はかかるんじゃないかと、そういうことで、県のほうにお願いしてああいう団地ができたという経緯があります。そういうことも含めまして、県の企業局に今、相談を申し上げていると、こういうことでもあります。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、市長から答弁をいただきました。大規模誘致については、これまでの久留米・うきは工業団地等の前例を踏まえて、しっかりと県の企業局と対応いただければというふうに思っております。

先ほど私の話の中で申し上げた部分は、いわゆる中小規模の、大規模に属さない産業団地、また産業の誘致についてはしっかりと市の土地開発公社に御活躍をいただきたいというところの発言でございましたので、ぜひ両輪としてやっていただくことを希望したいというふうに思っております。

2点目は、これは若干要望と、あと研究調査をいただきたいという部分での御提案になるんですが、公社について少し今回触れております。そして、2番目のところで旧浮羽東高校を含む、いわゆる公共施設等の総合管理計画の中に出てきている今後の対応すべき施設についてのお話を触れさせていただいているんですが、先ほど申し上げました公有地の拡大の推進に関する法律という、土地開発公社の存在の根源になっている法律がありますが、これの第10条1項に公社の意義というか、業務の範囲について示されております。様々な、いわゆる土地の取得、造成、管理、処分等についての記載があるんですが、その中に住宅用地の造成事業というの也被含されております。

何が申し上げたいかという、これまでの議会の議論経過を聞いていく中で、どうしても浮羽東高校の跡地については民間に何度も売却のチャレンジをしているんですが、例えば建物を取り壊したり、史跡の調査をしたりするのに莫大なお金がかかるとか、様々な条件があつてうまくいかなかったという答弁というふうに理解をしております。そういう中で、今回の本質問の中でも申し上げておりますとおり、市がもっと主体的に対応を進めていくという観点から、公社のこうした住宅用地の造成事業等もできるという権限を生かして、公社のほうでしっかりとそういった費用のかかる部分をやりながら、宅地に造成して販売をする。いわゆる宅地供給をするというよ

うなこともできるのではないかというふうに考えております。現に他の市町村でも小さな町とかでも、土地開発公社を持ってるところで工業団地の造成とともに住宅団地の造成をしているところもあります。そういったところも含めて、市がもっと前向きに、積極的に旧浮羽東高校を中心とする土地の処分について動いていただきたいという認識を持ってはおりますが、その部分について何か所見があれば伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 都市計画準備課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 都市計画準備課、石井です。

うきは市の土地開発公社におきましても、議員おっしゃるように、住宅用地の造成事業、それに附帯する業務もできることとなっております。あと、他市町村におきましても土地を取得して造成し、区画割し、売却までしておるところもございます。

できないことはないと思いますけれども、今の実情でいきますとなかなかノウハウがないところでございますので、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 一定の答弁をいただいたというふうに理解をしております。

今、課長答弁にもありましたとおり、当然やったことないことですので、知見がないことは承知をしております。ですので、今回の提案をもって調査研究の対象に加えていただきますとともに、私が調べました長野県の坂城町という小さな町ですが、ここでも工業団地25区画に住宅用地が11か所、134区画も販売することができております。本市にできないことではないという認識でおりますので、そういった形でどうか浮羽東高校の跡地を中心として、市の遊休地を積極的に市が処分をしていく、なくしていくんだという姿勢を示していただきたいというふうに、ここは要望までにとどめまして、本日の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、1番、権藤英樹議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。12時30分より再開します。

午前11時20分休憩

午後0時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、4番、樋口隆三議員の発言を許可します。4番、樋口隆三議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口隆三です。質問に入る前に、8月24日の豪雨災害により床下浸水に被災された市民の皆様、昨日の台風により農産物等に被害が発生した市民の皆様にお見舞いを申し上げます。8月24日の夜、被災された市民の方から安免川の水門が開かない状況に問合せがなされました。少しの行き違いがあったようでありますので、建設課長にはその辺、いろいろと対応をいただいたことに対しまして感謝申し上げますとともに、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。今回はしんがりを務めてまいりますので、最後までどうぞよろしくお願ひいたします。

最初は、うきはバス運行路線の一部追加についてであります。

うきはバスの運行につきましては、浮羽町と吉井町を連絡したコースが浮羽線左回り、同じく右回りがございます。また、吉井線右回り、同じく左回りの2種が設定されています。浮羽線左回りと右回りは、うきは市民センターを出発地点として、浮羽町内を迂回する行程で設定されております。吉井線右回りと左回りは、浮羽町のうきは市民センターを出発し、浮羽町内からゆめマートうきはを通り、うきは市役所を経由し、吉井町内を北側から南側方面に突き抜けていき、耳納連山の麓を浮羽町の流川方面に向かって走行します県道151号線、浮羽草野久留米線を通って、最後はうきは市民センターに戻る行程であります。

資料1をつけておりますけども、1～3にあります下段のほうに示しております別図2にある青色で描いてある路線でございます。このうきはバスの行程をよく見てみますと、吉井町の千年・橘田・江南・八和田方面の市民の皆さんにはなかなか利用しにくい路線になっているということがございます。分かりやすく言えば、路線が通ってないということが分かると思ひます。

そこで1点目のお尋ねでございますけども、うきはバスの停留先の見直しは常に行われているのかどうか。

2点目としまして、吉井町内の千年・橘田・江南・八和田地区方面の市民の皆さん方が利用できるように、停留先をあと二、三か所程度増やす、そういった路線の一部拡大ができないか。この辺のことにつきまして、市長の見解を伺ひます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきはバス運行先の一部追加について、大きく2点の質問をいただきました。

1点目のうきはバス停留先の見直しについての御質問であります。うきはバスについては、これまでも地域公共交通会議の中で停留所を含めた路線等についての協議を行い、各地域の交通

事情を踏まえながら見直しを行ってまいりました。直近では、令和2年10月に路線及び停留所の見直しを行っております。主な内容は、これまで浮羽町域のみで運行していたうきはバスと、吉井町と浮羽町を結ぶ便であった庁舎間バスの運行を見直すもので、うきはバスの山春線と大石線を再編した浮羽線と、庁舎間バスの廃止と、うきは市バス流川線の再編による吉井線を創設しております。現在、浮羽線で22か所、吉井線で14か所の停留所を設置しており、それぞれ平日に1日4便ずつ運行しております。

2点目の吉井町内の千年・江南地区方面への路線増設についての御質問であります。先ほども述べましたが、令和2年度より吉井線を増設し、利便性の向上に努めてきたところでございます。千年・江南地区におきましては、一部空白地帯を抱えている状況は承知をしております。令和2年度の路線見直しを行う際も空白地域への運行を検討いたしましたが、移動支援を行うボランティア活動が地区自治協議会等を中心に進んでおり、特に江南地区につきましては、居住する高齢者及び交通手段の確保が困難となった方についての外出支援として、「江南一九の会」が活動に取り組みされておりました。この活動を通して、利用者の方の介護予防や社会参加、安否確認等につながっているとの声があったことから、この活動を重視した上で、令和2年度の路線見直しに含むことを見送ったものでございます。

また、路線の増設に関しましては、民間事業者の運営にも大きく影響する内容であることから、民業圧迫とならないように民間事業者とも慎重な審議を行うことが必要となります。新たな路線増設の実施については、現行路線の状況や地元地区からの意見等も参考としながら、現状を分析検討し、うきはバスのみではなく、様々な手段を含めて地域公共交通会議において検討させていただきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） うきはバスの路線ダイヤの整備については、6月議会で権藤議員のほうからAIを活用したオンデマンド交通の導入に向けた研究の提案がなされております。将来的にはそういった構想の中で運営されることは理想だと思いますので、今、ひとまずその問題には触れませんが、現行の運行されている実情を見たとき、運行経路等について一部改善が必要ではないかと考えたところでございます。

浮羽町内で運行されておりますバスは、うきはバス以外にもうきは市予約制乗合タクシー運行がされております。運行方面は小塩線として、うきは市民センターから小塩の女子尾方面までの往復便、妹川線としまして、うきは市民センターから笹尾までの往復便が運行されております。新川・田籠方面には、西鉄バスが杷木から田籠まで運行しております。浮羽町には3つの谷を有しておりますので、この路線も市民の重要な交通手段として利用されております。

以上の路線をよく見てみますと、平野部の路線がどうしても不足しているように見えてしま

います。しかし、吉井町内におけるうきはバスの運行はそれほど必要ではないのではないかと  
いう感覚も想像してしまいますけれども、吉井町内にはこれ以上、路線バスは必要ないかといいま  
すと、今、市長のほうから御答弁がございましたように、自治協議会からの応援といいますか、  
運用等もございます。しかし、こういった運行について地元が、そうやって自治協議会が対応し  
ていく以上、市としても予算の支援とか、そういう具体的に運行を支える方法といいますか、予  
算措置ができないものか、その辺はどんなでございましょうか。市長の意見を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、江南の取組について御指摘がございましたので、保健課長の  
ほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

自治協議会を中心とした高齢者の移動支援につきましては、保健課の介護高齢者支援系のほう  
で各自治協議会とよく話し合いをしながら、その活動に対しての補助金というのは、今現在、実施  
しているところでございます。今後も各自治協議会のほうでそういった事業を進める場合には、  
よく協議をした上で継続して補助をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 自治協議会のほうへの支援が行われているということございま  
すけど、名目的にはどういった名称で支援していただいているのか、その辺の確認をしたいと思  
いますが。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員、これがないと次へ進めんとでしょう。

○議員（4番 樋口 隆三君） いや、そういうことはございませんけど、分からなければ。

○議長（江藤 芳光君） ちょっと確認した後でということよろしいですか。

○議員（4番 樋口 隆三君） 後でまた報告いただければ可能かと思えます。

○議長（江藤 芳光君） ちょっと調べとってください。（「はい」と呼ぶ者あり）進めます。

4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ぜひとも、自前で運用してやっているからには、市のほうの予算  
の支援といいますか、それをひとつよろしくお願いをしたいと思えます。

現在の運行については、先ほどこの資料の1～2に説明がございましたように、令和2年  
10月1日からの新しい路線が別図2のように行われているということで認識をいたしましたけれど

も、この資料の1～1を見ていただきますと、現在の1便当たりの利用者数、1日当たりの利用者数、利用者の方々が納めます料金等を換算すれば、当然に福祉優遇路線であることには間違いありません。1年間で496万円の費用を要しておりますし、70万9,000円の収益を市民の皆様からお支払いいただいております。現在の運営費用は年間、差引きで約426万円となっております。うきはバスの運行は、市民の皆様にとって大事な支援の手になっていることには間違いありません。

資料1～3の別図2は、路線変更後の路線図ではありますけれども、もちろん別図1よりも、上段以前の行程よりもさらに充実していることは間違いございません。当初質問のとおり、吉井町の千年・橘田・江南・八和田地区方面が全く線引きされてなかったのはちょっと残念なことと思ひまして、1つ新たなその辺の路線がきちっとスムーズに運用できるようにお願いします。

今回の問題は、千年方面にお住まいの80歳過ぎの高齢の方で、免許証を返還された方からの相談でございました。吉井町の中心街にある二、三か所の病院に行くのにタクシーを利用するしか方法がなく、病院代よりタクシー代のほうが高いと、そういうお話でございました。その方の御主人は高齢で施設に入っており、御主人の年金は施設入所に使い、生活が困難であるとおっしゃられておりました。2人生活であっても後継者がいなければ、こういった家族環境は切実な問題でございます。高齢化時代を迎えている今、免許証を返還する高齢者はますます増える一方です。四、五十年前には想像できなかったことが、今、起こっております。現状にしっかりと対応するために手だてを講じていかなければなりません。硬直化した行政から柔軟に対応できる行政に努めていかなければなりません。

先ほどの提案のとおり、ゆめマートから千年・橘田・八和田・江南方面に、そういった停留所に代わるものが運用されているということでございますので、その辺をまた新たに検討の余地があれば検討していただき、そしてまた、予算をつけていただいて自治協議会への支援ができるようであれば、その辺の支援をお願いしたいと、そのように思うわけでございます。

もう1回、最後にその辺のフォローのやり方としまして、市長の見解をお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） その前に、答弁できますか。末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 先ほどの補助金の名称についての御質問でございますけれども、「訪問型サービスD運営費補助金」として支援をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 高齢者の移動支援につきましては、先ほど保健課長のほうから具体の補助事業名の話もありました。今、私ども、地域包括ケアシステムに力を入れて取組をさせていただいておりますので、各自治協議会の皆さんもそうやって、特に御高齢の皆さんの移動手段については大きな課題だというふうに認識されてますので、しっかり自治協議会とも協議しながら、

補助金の財源としては介護保険の交付金があるわけですから、しっかり交付することができますので、自治協議会ともしっかり協議して対応させていただきたいと、このように思っています。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 先ほど保健課長のほうから御報告いただきましたけども、これは通所Bではないですよね。分かりました。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

市民の声にしっかりと応えていくことは、行政には特に必要でありますから、前向きな検討をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2番目には、サンタリーボックスの男性トイレへの配備についてであります。

女性トイレにはサンタリーボックスが配備されております。一方、男性トイレにはほとんどございません。前立腺がんや膀胱がんを患った男性らが、使用済みの尿漏れパッドなどを捨てる場所に困るケースが生じているという実態がございます。これはうきは市役所の庁舎内で要望がなされたということではございませんで、にわかにかような点で男性の方々の中で、不便さを感じている方がいらっしゃるのではと考えてからの対策でございます。

あえて一般質問で見解をお聞きすべきことではなかったかとは思いますが、目に見えない困っている現状を認識しますと、早急に対応すべき課題だと判断したところでございます。うきは市の現状として、うきは市庁舎内の男性トイレにもサンタリーボックスを配備すべきではないかと、そのように思いますけど、市長の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、前立腺がん等の治療者のために男性トイレにサンタリーボックスの配備をすべきではないかという御質問でありました。

男性トイレへのサンタリーボックスの配備につきましては、前立腺がんや膀胱がんが原因で尿漏れパッドなどを使用している方のために、これを破棄する場所として設置する自治体が見られるようになってきております。先日も長野県の千曲市の取組が大きく報道されていたところでございます。

しかしながら、うきは市におきましては現在、本庁舎や西別館、うきは市民センター、るり色ふるさと館を含め、主な公共施設の男性用トイレにこのようなボックスは設置しておりません。国立がん研究センターの統計によりますと、2018年時点で日本国内における前立腺がんや膀胱がんの男性患者は合計で約11万人で、これらのがんの手術後に尿漏れに悩む人は多いということでもあります。これらの方々の日常生活をサポートし、誰もが安心して外出することができる環境を整えていくことが必要と思われまます。

今回の御提案につきましては、今後、予算の確保や清掃業務委託事業者との協議などを踏まえて、設置に向けて検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 前向きに検討していくということでございますので、ぜひその方向でお願いしたいと思いますし、サンタリーボックスとして使用する場合、様々な様式のものがございます。多額の予算を投入する必要はありませんので、男性トイレに一、二個配備すれば事足りると思いますし、また1個の価格も数百円のものから販売されておりますので、若干の予算措置で可能かと思われまますので、まずは本庁舎の施設から配備し、徐々に公共施設にも拡大して配備していただく方向で実施してほしいとも考えますけれども、この点、どんなでしょうか、市長の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。よろしくお願いたします。

議員御提案のサンタリーボックスの配備につきましては、市長の話にもありましたように、予算的な面、それからまずはどういったものを置くのかと、設置するのかというところもでございます。価格帯で言いますと、議員がおっしゃいましたように、安いものは何百円、それから一番多い価格帯で言いますと1個数千円から1万円台程度かなと思っております。何よりやはり使用意図が分からない方々もいらっしゃる可能性もございますので、まずはこちらの吉井庁舎、それからうきは市民センター、そういったところ、あとは施設を所管する部署と協議しながら試験的にまずは置いてみたいなど思っているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

まずはうきは市役所庁舎施設から配備をしていただいて、徐々に市内公共施設に配備をし、これは緊急を要するものではございませんので、配備に相当の予算を必要ともしません。速やかな配備をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

男性版産休、出生時育児休業の取組促進についてでございます。

赤ちゃんが生まれた直後に父親が柔軟に育児休業——育休を取得できるよう、男性版産休と呼ばれる「出生時育児休業」、これ、言い換えますと「産後パパ育休」と、こういうふうに名称がつけられてるようですが、今年10月から始まります。先日もうきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例が改正をされたところでございます。その際、いろいろな問題、課題が示されました。そういうことで、そういった意見のやり取りの内容も参考にして一般質問をさせていただきます。

今回の出生時育児休業は、とにかく男性の育児参画を促すために設けられた措置であります。この内容は8月15日付のうきは市広報の中でも男性の育児休業取得について紹介されております。現行の育休制度では、原則、子供が1歳、最大2歳までに取得することとなっておりますが、新制度では子供が生まれてから8週間以内に最大4週間、28日までの休みを2回に分けて取得できる出生時育児休業が創設されたわけでございます。現行の育児休業をパワーアップさせたもので、男性版産休と呼ばれております。

雇用保険に加入の場合は、この期間、従来の育休と同様に、原則として休業開始時の賃金の67%の育児休業給付や社会保険料の免除が受けられるとのことでございます。また、社会の進展とともに社会を構成する家族の在り方も徐々に変化しておりますし、と同時に子供の育て方の方法も半世紀前の世代とでは随分と違ってきております。

その流れの中における出生時育児休業の取得が来月から開始されるに当たりまして、職員の皆さんらがきちんと取得できるかどうかは、その職場環境を管理する上司、管理職の責任であると言っても過言ではないと私は思います。子育て世代への十分な理解と支援をお願いしたいと考えるわけでありませけれども、職場で職員が能力を発揮することは、職場の管理運営をつかさどる管理者幹部にとって最大の目的であります。その目的を成就するためには職場環境を整えなければなりませんし、管理者には職員の皆さんのやる気を喚起する役割と責任が伴います。職員が仕事に対する誇りと責任を持って課題に挑戦する情熱を持ち続けるからこそ、よい仕事ができると思います。

今回の出生時育児休業の取得についても思い切った行動が取れるようにしっかりとカバーできこそ、さらに職場に活気と、それから醸成する環境が作り上げられるのではないかと思います。国の厚生労働省職業生活両立課は、男性の育休取得率は、2020年度で12.65%、男性版産休をはじめに、25年度までに30%の目標を達成したいとしております。

資料の2を見ていただきますと、この後ろの内容は先日の条例改正の中でも一部説明がなされたところであります。うきは市での令和3年度における男性職員における育児休業取得率は11.1%でございます。対象職員9名中1人しか取得されていないということでございます。

公明党は男性の育児参加を促すため、積極的に取り組んできておりまして、2020年10月には公明党女性委員会が当時の菅義偉首相に提出した政策提言の中で男性版産休の創設を主張しまして、男性版産休の新設などを盛り込んだ改正育児・介護休業法の制定を主導しております。

そこでお尋ねでございますが、1点目として、出生時育児休業の導入に対する市長の見解をお聞かせください。また、2点目としまして、うきは市役所職員等の出生時育児休業を取得できる、そういった態勢はできているのかをお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、男性の出生時育児休業の取得促進について、大きく2つの御質問をいただきました。

まず1点目が、出生時育児休業の導入に対する見解についての御質問であります。少子高齢化や生産年齢人口の減少が急速に進み、共働き世帯の増加や、仕事や生活のあり方に対する意識の変化が見られる中、男女がともに仕事と育児を両立できる環境の整備が大きな課題となっております。また今後、女性活躍を加速する上で、男性の家事・育児参加の促進は、本人や家族にとってはもちろんのこと、男性を含めた働き方改革や少子化対策などの社会課題解決の契機になるものであります。

そのような中、うきは市におきましても「国家公務員の育児休業等に関する法律」に基づく人事院規則の一部施行や、それに伴う関連法令の改正により、既に今年の3月議会において、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の義務づけや、有期雇用労働者、市役所で言う会計年度任用職員における育児・介護休業取得要件の緩和に関する条例の一部を改正したところでございます。

また、本議会におきましても、いわゆる「産後パパ育休」と言われる柔軟な育児休業の枠組みの創設や育児休業の分割取得に関する条例改正を提案し、可決いただいているところでございます。

このように、市としましては、議員御指摘の出生時育児休業制度の導入について率先して進めているところであり、今後とも育児休業等の取得しやすい環境整備に努めてまいりたいと、このように考えております。

2点目のうきは市職員の「出生時育児休業」の取得できる態勢整備についての御質問であります。出生時育児休業等の取得に向け、本年3月議会と本議会でおおむね条例の整備については完了するところでありますが、市役所内における育児休業を取得できる体制づくりについては、課題も残っております。

現在、市では職員向けのワーク・ライフ・バランス研修等において、特に育児に関する悩みを職員全体で共有したり、また、市職員における育児休業取得者の体験談を随時、職員向けに周知したりするなど、職員の育児に関する意識改革を図っております。

しかしながら、職員が育児休業を申請した場合、その期間における職場の適切な人員配置に苦慮する面があります。地方公共団体における男性職員の育児休業取得率は年々増加傾向にあるものの、令和2年度において全国平均で13.2%となっております。うきは市においては、直近の令和3年度の取得率が、先ほども御指摘いただいたんですが、全国平均を下回る11.1%という状況にありますので、これらの直面する課題を検討し、出生時育児休業を含めた育児休業の取得体制整備を行い、働きやすい職場環境の構築を進めていきたいと、このように考えておりま

す。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 職員が長期休暇を取得するには、意外と勇気が要るものです。職場での置かれた環境は、育児休業を取得する本人が一番分かるものです。休業を取得するために上司に許可を取ろうとしたときの上司の反応に非常に敏感になるものです。その場の空気を読み取り、育児休業が取得できるかどうかを見極めていることが多いように想像できます。育児休業は年休と違いまして、休業ですから休み期間が相当に長く、職場に与える影響も半端ではないわけですから、職員が不在となる穴埋めを誰かがやらなくてはなりません。そういう意味からもそう簡単ではございません。

つまり育児休業を取得するほうも、付与するほうもなかなか悩ましい課題であると思います。だからこそ管理する側の方針が明確でなければ、育児休業の取得は進まないのではないかと危惧しております。

これから、うきは市における男性職員の育児休業取得率を、今後、何パーセントとして取り組んでいくのか、今年、次年度の目標を設定されていれば教えていただきたいと思ひますし、設定されていなければ、目標とすべく推進率はどの程度を目指して取り組んでいくのか、市長の御見解をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今の御質問の中で、様々、取得体制の整備については課題があるというお話をいただきました。まさしく議会初日のこの議案を御議決いただく際に御質問もかなりいただいたところでございます。私どもとしては、そういったところを解決しながら取得できるような体制整備を進めてまいりたいと思っております。

ちなみに、最後の御質問でございますが、うきは市の特定事業主行動計画というものがございます。こちらの中で一応本年度、令和4年度ではございますが、4年度中までに男性職員の育児休業の取得率13%以上ということを目指しているところでございます。併せて、令和7年度におきましては、国が決めております第5次の男女共同参画基本計画、こちらのほうでは令和7年度までに30%ということが目標ということは、先ほど議員の御発言の中にもあったかと思ひます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

13%以上、それから令和7年度では30%を目指すと、そういうお答えをいただきました。この数字はしっかり掲げたものは達成すると、そういう意味で取組の強化をお願いしたいと思います。

育児休業取得可能な対象者がどの程度いるかによって、育児休業が取得される達成率も変化するわけですから、いとも簡単に推進率を幾らとえば、それで取れるものではございません。ただ、目指す目標なりの数値化というのは、表示しなければ推進率は上がらないわけでありますので、重要な視点だと思えます。

今回の男性育休を含む育児休業制度は、1つには、妊娠・出産の申出をした職員等への個別の周知、それから意向確認の措置が義務化されております。2つには、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の義務づけがなされております。そういう意味で、職員等が取得することを義務化されたわけではなくて、使用者側が男性育児休業制度の説明と職員等への育休取得の促進を義務化したものでありまして、その辺の取扱いは制度に沿った取組が重要でございます。

私たちの年代が二、三十代の頃と申しますと、約三、四十年前になりますけれども、その時代と現代を比較しますと随分と社会の構造にも変化が見られます。当時は高度経済成長時代で、経済成長率も高く、経済活動も活発で、勤労者のベースアップも毎年行われ、女性は専業主婦で活躍される方も多かったように思います。今はそういう言葉はなかなか耳にしないほど女性の仕事への就業率は高くなっております。子供を抱える夫婦はお互いの生活上での子育てを2人の共有責任として果たそうとしております。この精神に出来るがごとく、父親の育児参画を促すために示された男性版産休であると思えますので、しっかりと推進に取り組めるように、その環境づくりと理解をもって臨んでいただきたいと思います。

そういう意味では、また先ほど市長の答弁いただきましたけども、その辺りの覚悟として、もう1回、確認のために御所見を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、うきは市でも大きな課題の1つが人口減少問題、そして、それを予防的にどういうふうに施策を展開するかという課題を抱えております。そういうことを受けて、政府のほうも今、全世代型社会保障構築会議というのを進めておりまして、つい先日、中間取りまとめも行われました。その中で明確に書かれているのが、やはり重要なのが、もう特に重要なのが育児休業と長時間労働解消、これが重要だというふうにうたわれていることをしっかり私自身、認識して、今後、取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

ひとつそういう気持ちで取り組んでいただくことで、男性育児休業も取得しやすい環境が生ま

れてくるのではないかと、そのように思います。

それでは、次の質問でございます。命と暮らしを守る災害対策についてでございます。

21世紀の夏の猛暑は、日本に限らず世界中で40度を超す暑さに悩まされ、大雨災害等も頻繁に発生をしております。寒冷地だから豪雨災害が発生しないと言われるような地域は、世界中で存在しないと言っても過言ではありません。想定外の事象が発生しても、それが普通に言われるようになりました。命と暮らしを守る災害対策といっても、1つも違和感のない響きに聞こえてくるのは残念なことでございます。

豪雨災害を引き起こす線状降水帯については、気象庁が今年6月より発生の半日前から予報する取組を開始しております。事前に周知し、警戒を呼びかけることで住民の早期避難につなげるということでございます。線状降水帯は積乱雲が同じ場所で次々と発生し、帯状に連なる現象で、雲は数時間にわたり停滞し、集中豪雨をもたらします。2018年の西日本豪雨や2020年の熊本豪雨など、線状降水帯による被害を踏まえ、政府は予測精度の向上を図るよう、繰り返し要請を受けております。これを踏まえ、国の5か年計画には半日前の予測を行うための技術開発などが盛り込まれております。

ついこの頃、8月24日の夜の線状降水帯による豪雨が発生しました。うきは市内でも床下浸水が発生し、不意打ちを食らったような豪雨で、私はあまりの大雨に小降りになったところで河川の確認に出向いたほどでございました。

ところで、マイ・タイムラインという言葉をご存じでしょうか。台風や大雨に備え、個人の避難行動計画を時系列で決めておく。こういったのがマイ・タイムラインでございます。マイ・タイムラインとは、住民一人一人のタイムライン、いわゆる防災行動計画でございます。台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇するときに自分自身が取らねばならない標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするものでございます。その検討過程では、市区町村が作成、公表しました洪水ハザードマップを用いて自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することがよいのかを自ら考え、さらには家族と一緒に日常的に考えるものです。

この作成を後押しする自治体が増えておりまして、2015年9月の関東・東北豪雨を教訓に国土交通省などが逃げ遅れゼロを目標に作成を推奨、災害時にはまず自らの身を守る自助が最も重要になることから、現在、マイ・タイムライン、括弧書きでございますけれども、防災行動計画の普及が望まれております。

市区町村が作成するマイ・タイムラインは、資料につけておりますけれども、資料の3に福岡市が作成した見本をつけておりますが、基本的な事項や記入は、あとは各個人が自宅の環境に応じた現状に即した対応や予測される状況を推測しながら行動予定を記入するものです。非常に簡単

で分かりやすく表示できるものでございますので、そこでお尋ねでございますけども、1つに、マイ・タイムラインに対する市長の感想を伺います。また、2つに、うきは市としてもマイ・タイムラインの原版を作成し、市民の皆様にご家庭で作成していただくと、そういった導入が可能かどうか、市長の見解を伺います。お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、命と暮らしを守る災害対策について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の災害対策としてのマイ・タイムラインに対する見解と、2点目の市としてマイ・タイムラインを作成し導入する予定はないかにつきましては、いずれも関連がございますので、併せて回答させていただきたいと思っております。

マイ・タイムラインとは、今、議員御指摘のとおり、災害時をあらかじめ想定した住民一人一人の防災行動計画であり、例えば台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇するときに、自分自身が取らなければならない防災行動を時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするものであります。

その検討過程では、市区町村が作成、公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することがよいのかを自ら考え、さらには家族と一緒に日常的に考えるものと判断をしております。そのため、マイ・タイムラインは各個人が自らの命を守るための取組として有効な手段の1つと考えております。

うきは市としましても、マイ・タイムラインは災害対策の有効な手段の1つになり得ることから、うきは市のホームページの中で、自主防災組織の取組とともに国土交通省のマイ・タイムラインのホームページを御紹介しております。今後、自主防災組織の取組や災害は歴史に学び、逃げ遅れゼロの取組などと併せて市民への防災意識の向上、啓発活動の中でマイ・タイムラインの利用を促してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

趣旨としましては、ホームページに掲載をされているという認識でございますけども、マイ・タイムラインは洪水のような進行型災害が発生した際に、いつ、そして何をやるのかということ整理した個人の防災計画であります。台風の接近などによって河川の水位が上昇した場合などに住民一人一人が取らなければならない防災行動を時系列に整理し、あらかじめ取りまとめておくことで急な判断が迫られる災害時に自分自身の行動チェックリスト、また判断のサポートツールとして役立つことができるわけであります。

各地で毎年のように大規模な洪水が発生し、既に異常気象が日常となりつつある今、自分の命も家族の命も自ら守る、こういう意識を持つことが必須となってまいりました。マイ・タイムラインの検討は洪水ハザードマップなどの自ら関係する水害リスクや入手する防災情報を知ることから始まり、避難行動に向けた課題に気づくこと、どのように行動するかを考えることを促します。防災意識は大きな災害が起こった後は一時的に高くなり、防災対策として現れてきますけれども、災害の場に遭遇しなければなかなか実感が湧かずに人ごとに見てしまう傾向があります。今はいつ、誰が災害に直面するかは分からないことを認識しなければなりません。事前の準備、対策をしっかり講じていくことが自然災害から身を守ることに直結することを自覚し、マイ・タイムラインを各家庭で作成することを提案したいと思っております。

今、市長からの答弁がございましたように、周知をすることで解決したいということもございますけれども、広報誌に広く掲載をする、そして実際に見本をつけていただいて作成の勧奨をしていただくと、そういうやり方をやっていただけないのか、再度、市長の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。よろしく願いいたします。

先ほど樋口議員からもございましたように、マイ・タイムライン、自らの命は自ら守る、家族の命も自ら守るということで、大変有効な手段だと私も考えております。そういったことを市民の皆様に周知することは大変重要なことだと私も考えております。

今後、広報誌、ホームページ等でもっと分かりやすく促すような対策を考えていきたいと思っておりますので、その点については、今後、検討させていただきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 前向きな検討、実質的に作成をしなければ全く意味をなしませんので、その辺は実際に書いていただけるような取組に変えていただきたいなど、このように思います。

せっかくでございますので、このマイ・タイムラインの記入例をちょっと確認していきたいと思っております。この一番上にマイ・タイムラインと表示されておりますけど、この下には家族の情報、避難に支援が必要な人がいるのかどうか、そしてまた、ハザードマップでチェックをして、洪水なのか、高潮なのか、避難先としては指定された緊急避難場所なのか、もしくは宿泊施設なのか、それから情報の入手方法につきましては、テレビ、ラジオ、もしくは防災メールとか、市のホームページ、そういったことが参考になるのかどうか、それから非常持出品の例として、食料であったり、飲みものであったり、必需品を持ち出すかどうかというチェックでございます。

こういった項目が、中段にありますレベル1からレベル5までの状況に応じた内容を記入していくと。今後の気象情報の状況といいますか、避難の準備や開始のタイミング、情報発令先、取るべき行動、それから家族の行動と、こういった部分に分けてレベルに応じた項目を穴埋めしながら自分の家族、または自分の近隣、状況を把握しながら記入していくというのが、このタイムラインでございますので、実際に記入して家の中で共通認識できるように作成をするということで、そんな難しいこととごさいませし、逆に言うと、あんまり簡単で書いても意味がないと、そういうふうに平常時は皆さん、こういうふうに思いますが、やっぱり緊急時は意外と舞い上がって現状の認識がずれる場合がございますので、なるべくこういうふうな作成をしていくことをお勧めしていただきたいなというふうに思います。

ぜひうきは市でも作成しまして、市民の皆さんに作成の呼びかけをお願いいたしまして、短くなりますけれども、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、4番、樋口隆三議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。13時40分より再開します。

午後1時25分休憩

午後1時40分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

## 日程第2. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、議案質疑を行います。

初めに、議案第47号和解及び解決金の額を定めることについてを議題といたします。  
説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしくお願いたします。

それでは、お手元議案書6ページを御覧ください。

議案第47号和解及び解決金の額を定めることについてでございます。

次のとおり和解し、解決金の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。令和4年9月2日提出。うきは市長高木典雄。

内容でございます。

まず1番、事件名、福岡地方裁判所久留米支部令和3年（ワ）第255号損害賠償請求事件で

ございます。

2、当事者、原告はうきは市個人、被告はうきは市でございます。

3、和解の内容。(1)被告は、原告に対して、本件解決金として490万円の支払い義務があることを認め、これを原告に支払う。(2)原告は、その余の請求を放棄する。(3)原告と被告は、原告と被告の間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。(4)訴訟費用は、各自の負担とする。でございます。

平成28年10月に市立保育園において、当時1歳8か月の男児が保育室後方にあったロッカーの金属製のフックで右ほほを貫通するけがを負いました。令和3年8月に被害者代理人から提訴され、裁判になっておりましたが、令和4年5月に裁判所から和解案が提示されております。市としましては、解決金をもって早期に解決したいと考えますので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償請求事件の和解及び解決金の額を定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○議長(江藤 芳光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、竹永議員。

○議員(7番 竹永 茂美君) 議案書の一番下、和解の内容の(4)訴訟費用は、各自の負担とするということですが、うきは市の負担分をお伺いいたします。

○議長(江藤 芳光君) 中野市長公室長。

○市長公室長(中野昭一郎君) ここで申し上げております訴訟費用につきましては、裁判に係る印紙代等々の諸費用ということになってまいります。それについては、まだ事件が解決をしないとはっきりと確定をしませんので、その際にまた御報告をできればと思っております。

○議長(江藤 芳光君) ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(江藤 芳光君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号うきは市道路線の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。石井課長。

○建設課長(石井 太君) 建設課、石井でございます。

議案書8ページをお願いいたします。

議案第49号うきは市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のうきは市道路線の変更について、議会の議決を求める。令和4年9月2日提出。うきは市長高木典雄。

区域の変更、級、その他。前。路線番号、719。路線名、土屋・今川線。起点、浮羽町東隈

上字今川62番。終点、浮羽町東隈上字登以掛76番2。後が、同じく路線番号、719。路線名、土屋・今川線。起点、浮羽町東隈上字今川62番。終点、浮羽町東隈上字登以掛76番28。

初日にお配りしておりましたカラーのA4の1枚の資料を御覧いただきたいと思います。

議案第49号うきは市道路線の変更について、9月議会資料でございます。場所は、浮羽中学校正門の南側に位置する部分になります。この市道路線の変更につきましては、県道八女香春線の拡幅に伴い、用地交渉の中で確認をされたもので、資料の緑色の路線が本路線になります。緑色の路線の三角部分が、黒色で囲んでる部分が今回の廃止をする部分でございます。また、黄色で囲んでおります部分が青い路線と重複する関係で、今回変更するものでございます。

なお、廃止する黒く囲んだ範囲につきましては、市道の払下げを行うこととしております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

議案書9ページをお開きください。

議案第50号うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。市民の利便性の向上を目的として、スマートフォンを利用して、うきは市公式LINE上においてマイナンバーカード及び署名用電子証明書用暗証番号による本人認証を行い、印鑑登録証明書の取得ができるサービスを導入するため、うきは市印鑑条例の一部を改正します。

現在の登録証明書の申請では、窓口において交付申請書を記載し、登録証を提示していただく規定になっておりますが、それに加えてスマートフォンとマイナンバーカードを利用して、うきは市公式LINEから申請が可能となるように新たな規定を追加するものでございます。

10ページをお願いいたします。

今回の改正箇所につきましては、第13条に第3項を加えること、第14条に第15条及び第15条の一部を改正するものでございます。条例の施行日は令和4年11月1日です。

具体的には新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

登録証明書の申請を定めております第13条に第3項を新設しております。登録者は、署名用電子証明書が記録された個人番号カードの読み取りを市長が指定する電子計算機等で行い、暗証

番号、この暗証番号につきましては署名用電子証明書用の暗証番号ということで、英数字が混在した6桁以上のものになります。これを自ら入力して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができるものとしております。この第3項の新設に伴いまして、登録証明申請の不受理を定めております第14条第1項第3号、第4号の新設及び各号、下線の部分を改正しております。

次のページをお願いいたします。

また、登録証明書の交付についての第15条第1項の下線の部分を削除しております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ、御確認なんですけど、今回、この改正に伴って印鑑登録証明書をとるときに、前々回の全協のときに令和4年度だけは郵送が無料ですよということで、これ、11月から印鑑証明書だけが無料というような形になるかどうか、ちょっと確認なんですけど。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 今回、この方式での交付を考えておりましたのが印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍附票の写しなどでございます。今回、この印鑑登録証明書の交付に関しては条例の改正が必要でありましたので、今回、提案をさせていただいております。

あと、申請を受け付けまして市役所のほうで証明書を作成しまして、郵送でお送りする形になりますけれども、その郵送料につきましては、今年度に限りましてコロナ臨時交付金のほうを充てさせていただきまして、その分の郵送料は無料ということで考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号令和4年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明いただき、質疑に入りたいと思います。なお、給与等及び財源組替のみの項につきましては、質疑のみを行います。

まず、予算書についての説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 企画財政課、山崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第41号令和4年度うきは市一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度うきは市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,474万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億6,973万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第3条地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。令和4年9月2日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、7ページを御覧ください。

債務負担行為の補正でございます。3件追加をいたしております。

1件目は、総合健診等委託料でございます。令和5年度から7年度までの3か年の委託契約を行うもので、本年度中に業者選定を終えて準備をしていく必要があるため、期間は令和4年度から令和7年度まで、限度額は1億9,605万円を計上させていただいております。

次に、小学校給食調理等業務委託料でございます。こちらも令和5年度から7年度までの3か年の委託契約を行うもので、本年度中に業者選定を行うことから、期間は令和4年度から令和7年度まで、限度額は1億9,080万円を計上いたしております。なお、今回は大石小、山春小を含めた市内7つの全小学校が対象となります。

次に、中学校給食調理等業務委託料でございます。内容的には小学校と同様でございます、限度額は7,689万6,000円を計上いたしているところでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

まず追加分でございます。農林水産業施設災害復旧事業、限度額460万円、11款1項3目の林業用施設災害復旧費の分となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、変更分として5件を計上いたしております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

最初に、合併特例事業で、9,230万円を増額いたしまして限度額を1億2,070万円とするものでございます。

次に、過疎対策事業で、3,060万円を減額して限度額を1億7,480万円とするものでございます。

次に、辺地対策事業で、800万円を増額して限度額を5,550万円とするものです。

次に、公共土木施設災害復旧事業で、1,200万円を増額して限度額を4,690万円とするものでございます。

最後に、臨時財政対策債で、8,018万4,000円を減額して限度額を1億1,281万6,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入の22款市債のほうで改めて説明をさせていただきます。説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 7ページの債務負担行為の件で、2番目の小学校、そして3番目の中学校給食調理等業務委託料の補正が上がっておりますが、昨今のガス代、電気代等々、消耗品も含まれてるのかもしれませんが、値上げがあっております。今回はこれで取りあえずオーケーという、この金額で収まるという意味で補正をされているのか、また今後も場合によっては追加の補正があるということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 井上学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課の井上でございます。

今回の調理等業務の委託につきましては、調理人員の人件費が主なものでございます。調理人員の人件費、それから福利厚生費、被服衛生費、通信費や消耗品の諸経費となっておりますので、ガス代や電気代等は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今、7番議員からの質問と同じような感じ。7ページの債務負担行為について、積算根拠を資料として提出していただきたいというふうに思います。理由は、先ほど説明の中でもあったかと思えますけども、総合健診等委託料については、現行の額からすると相当金額が上がっております。36%ほど上がってます。それから小学校給食関係、中学校もそうですけども、やっぱり18%ほど上がっています。そういう意味で、令和4年度の予算よりまたさらに上がるということですので、その積算根拠についてきちっとお示し、資料で提出いただきたいと思えますけど、お願いしたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 債務負担行為の積算根拠ということでございますが、いずれも入札の案件となっております。入札において、どうしてもそういった資料が出ますと支障になると思っておりますので、今回につきましては、その限度額の考え方についてのみ御説明ができればというふうに思います。

国保特別会計の中でも同じような質問があったと思いますけども、その中でも御回答しておると思います。こういう考え方で、こういう限度額を設定しておりますという考え方の説明になるかと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そしたら、給食関係は人件費ということでお答えいただいていますね。総合健診等の委託料については、これはちょっとまたさらに大幅に上がってるんですが、これについてはちょっと御説明いただけますか。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 詳細は担当課のほうになりますけども、一応大きな考え方としては、今回、従前、浮羽医師会のほうに委託しておりました大腸がん検診を今回の総合健診のほうに含めるようになっております。

それから、新たに予約受け付け業務を追加しているということで、今回、限度額が引き上がっている要因になっております。

あと、令和4年度予算と比較しますと、どうしても入札で減になっておりますので、その差は出てくるかと思えます。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしくお願いいたします。

人件費の補正について説明させていただきます。お手元補正予算書41ページを御覧ください。

まず、一般職で会計年度任用職員以外の職員についてでございます。職員数が1名減、給与費が538万7,000円、それから共済費が79万円、合計で617万7,000円のそれぞれ減額でございます。本年7月に正規職員が退職しておりますので、これに伴い10款2項1目学校管理費において正規職員分を減額するものでございます。

次に、42ページを御覧ください。

会計年度任用職員につきましの項目でございます。職員数で2名増、給与費で837万8,000円、共済費で87万1,000円、合計で924万9,000円のそれぞれ増額でございます。4款1項2目におきまして、新型コロナウイルス感染症対策に関わる職員の育児休業に伴い代替の会計年度任用職員を雇用するものが1名と、それから10款2項1目学校管理費において、先ほど述べました退職した職員の代替として会計年度任用職員を雇用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款項ごとの説明後の質疑の際にお願いしたいと思います。

それでは、款項ごとに質疑に入りたいと思います。2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は、所管を述べ、順次説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） それでは、補正予算書の23ページを御覧ください。

歳出の項目でございます。2款1項1目一般管理費でございます。21節補償、補填及び賠償金につきまして、損害賠償請求事件に係る和解金490万円を計上させていただいております。先ほど御審議いただいております議案第47号和解及び解決金の金額を定めることについてに関連するものでございます。先ほど申しましたように、市としましては和解をもって早期に解決したいと考えておりますので、議案第47号とともに今回、上程させていただいているものでございます。

以上です。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 同じく6目財産管理費の12節委託料では、測量登記委託料106万9,000円を計上しております。千年にあります旧浮羽老人ホーム跡地について、現在、売却に向け調整を重ねております。その土地の測量登記委託料となります。

以上です。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 7目財政調整基金費でございます。4億3,050万円の増額補正でございます。令和3年度決算における剰余額、実質収支額の2分の1を減債基金に積立てを行うものでございます。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 8目企画費2,525万円は、ふるさと納税の寄附額の増加を見込むものです。7節報償費は、寄附者への記念品代です。11節役務費は、クレジットカードや電子マネーなどの決済手数料です。13節使用料及び賃借料は、ふるさとチョイス使用料とふるさと納税ポータルサイト使用料で、いずれもインターネット納税サイトの使用料でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 8番の企画費で、先ほどふるさと納税に関する支出の分で報償費が2,115万円等々ありましたが、その後の使用料及び賃借料も含めて、今回のふるさと納税の総額と、反対に、ふるさと納税に係る経費の合計の説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） まず、総額でございます。こちらは歳入のほうを御

確認いただきたいと思います。18ページになります。寄附金のところでございますけれども、今回、補正額を4,700万円積みまして、合計が4億8,550万円というのが今回の補正後の総額となっております。

それから、歳出につきましては、今回の歳出額、8目は2,525万円を当初予算に加えて総額となるものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） まだ年度の半ば、不確定のこの数字でございますので。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

24ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費1,552万8,000円の増額補正でございます。財源は全額、国庫支出金でございます。内訳は、11節、通信運搬費3万円の増額です。先ほど御質問がありました、うきは市公式LINEを活用した印鑑登録証明書等の交付申請に応じまして、申請者へ証明書を送付する郵便料でございます。350件を見込んでおるところでございます。これにつきましては、受付窓口の3密の回避から新型コロナウイルス感染症臨時交付金の活用を予定しております。

12節、個人番号カード出張申請業務委託料1,533万3,000の増額です。これはマイナンバーカード申請窓口として、市内の商業施設等への申請窓口の常設及び市内事業所等への出張申請の業務を委託するものでございます。現在、国は令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及促進の取組を強化しているところです。総務省のほうから取組強化の要請等踏まえて出張申請サポート業務委託を計画しております。全額、国庫支出金を予定しております。

次に、13節、マイナポイント申請補助用端末借上料16万5,000円の増額です。6月30日からマイナポイント第2弾をサポートさせていただいておりますけれども、申請サポート用のパソコン3台を今後レンタルするということで補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。  
市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 3款1項3目老人福祉費、18節のはり・きゅう施術費補助金  
61万1,000円の増額補正でございます。財源は一般財源です。後期高齢者医療事業において、当初、はり・きゅうの2術の540件分を見込んでおりましたけれども、受診者が多いために1術と2術を合わせて660件増額をさせていただくものです。

以上です。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

同じく18節負担金、補助及び交付金、移動販売事業者支援金の70万円につきましては、コロナ禍でも継続して高齢者等の生活支援を行うための支援として、移動販売を行っている3事業所に対して燃料費高騰と車両維持に係る修繕費として追加支援を行うものでございます。70万円の内訳は、燃料費として前年度と今年度の同月比較の実績から、2事業所1万円の10か月分、1事業所5,000円の10か月分として25万円、タイヤの交換など修繕費として45万円でございます。なお、修繕費は移動販売車の稼働年数や週の稼働時間からそれぞれ30万円、10万円、5万円としております。積算に当たっては、各事業所にガソリン代や修繕費の調査、聞き取りを行った上で予算計上を行っております。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 続きまして、7目障害者対策費です。292万円の増額となります。新型コロナウイルス感染症物価高騰に伴う独自支援策として計上しております。企画財政課が補正予算資料としてお配りした資料1ページの一番下の項となります。

18節負担金、補助及び交付金、障がい福祉事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援金です。コロナ禍であっても継続して障がい者への支援を行っている障がい福祉サービス事業所等に対し、物価高騰による食費等の負担軽減をするために支援金を給付するものでございます。入所系の事業所には定員数に応じて20万円または40万円、通所、それから訪問の事業所につきましては2万円から14万円、合計で27の事業所に給付することとしております。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

8目介護保険対策費、地域介護・福祉空間整備等補助金として2,764万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。本事業は高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、大規模修繕、水害対策に伴う改修、給水の整備を行うものでございます。改修、整備を行う予定の施設は、グループホームゆり苑、三春、たかみ、ひまわり3号館、ひまわりの郷うきは、さくらデイサービスうきはの6施設で、8種類の改修・整備を行うよう、国へ計画書を提出しております。5月上旬に国からの補助事業の通知があり、市内対象施設12施設に、当初協議の周知を行い、6施設から施設整備の計画書の提出がございました。9月内示予定であるため、9月補正

でお願いするところがございます。

その下の高齢者施設等新型コロナウイルス感染症対策支援金1,112万円につきましては、障がい福祉事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援金と同じ目的で、高齢者施設等に支援金を支給するものでございます。市内介護保険施設に6月にアンケート調査を行い積算しております。ガソリン代は入所施設以外で1台当たり月1,000円の増加があったため、各事業所の平均台数3台として10か月分を積算して46施設に計201万円、食糧費につきましては、訪問事業者に対して国の示す入所施設の食費基準額の物価高騰率10%として10か月分の定員で積算して、48施設に計911万円を支給することとしております。

9目地域支援事業費、12節委託料、うきは市工芸館運営管理業務委託料7万2,000円の増は、現在、うきは市土の詩陶芸教室に、うきは市民センターの東側にあるうきは市工芸館の運営管理業務委託を行っているところで、当初、電気代については団体努力で運営を行う予定となっていました。しかし、コロナ禍や材料費等の高騰により会員の会費負担が大きくなっています。工芸館の電気代と電気代の10%の物価高騰分から運営管理費を差し引いた差額を予算計上しております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 8目です。この福祉空間、どんなことだろうかと。思って。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 地域介護・福祉空間整備等補助金でございますけれども、防災の改修とか、給水設備整備工事をするもので、内容としましては、自家発電機装置のための倉庫増築、それから井戸ポンプ・加圧給水ポンプの取替え工事、それから防災改修等支援事業として、外装・内装の改修、ユニットバス・トイレの整備、給油機取替え工事、冷暖房設備の交換等が具体的な整備内容となっております。

○議長（江藤 芳光君） 福祉空間というのはどういう意味だろうかということです。理解できましたか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） いや、あんまり理解できんかったばってん、空間は整備するかなと思って。備品を調達するということかな。空間整備となるときですね、18節か、これ。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） この地域介護・福祉空間整備というものは、地域密着型施設、介護保険施設の施設を高齢者が暮らしやすくするために、施設の整備をするものでございます。施設の改修を行って、暮らしやすくするための整備事業となっております。

○議長（江藤 芳光君） 課長、そんなら施設整備でよかろう、空間が要らん。

○保健課長（末次ヒトミ君） この地域介護・福祉空間整備等、この名称につきましては、国の補助事業の名称となっております。

○議長（江藤 芳光君） その意味が何じゃろうかという。（発言する者あり）よかですか。また分かったら教えてください。

ほかございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ。3目のほうの移動販売事業者支援金ということで、これ、よく今までもコロナ対策費でカバーしてきた分だと思うんですが、この件にありましては、今後もこれは必要な事業だと思っておりますが、コロナ対策費が国から出なくても続けていく、修繕費等やらが発生したときはそういった対応をしていくと認識していいのか、伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 移動販売事業所の支援につきましては、とても重要な支援だと考えておりますので、今後も支援金として継続して支援していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございますか。12番、伊藤議員。3回目。

○議員（12番 伊藤 善康君） 今の関連ですけど、組坂議員の。これ、先ほどの説明では1万円掛ける10か月が2台、5,000円掛ける10か月が1台、これ、燃料費の補助ということですが、これ、差がついとる分は何ですか。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） この金額が違うのは、移動販売事業運行状況調査票ということで、運行状況を各事業所のほうに調査を行って、その実績に基づいて実施しておりますので、運行時間、運行距離が違いますので、ガソリン代が違うということで、こういった積算としております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 3款2項1目児童福祉総務費908万6,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症物価高騰に伴う独自支援策として、2つの事業を計上しております。企画財政課の補正予算資料の2ページの上2つとなります。

まず、子育て世帯生活支援特別給付金事業（学生等世帯分）です。食費等の物価高騰に直面す

る令和4年度生活支援特別給付金の年齢要件に該当しない大学生などを養育する者に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を学生1人当たり5万円給付するものでございます。対象者の見込みは70名としております。この事業で11節役務費、通信運搬費1万7,000円のうち6,000円。口座振替手数料2万3,000円のうち8,000円。18節負担金、補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金（学生世帯分）350万円を充てております。対象者には広報誌等を通じて周知をしたいと考えております。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金（住民税均等割のみ世帯分）です。令和4年度、生活支援特別給付金、その他の低所得子育て世帯分の支給要件に該当しなかった住民税均等割のみの課税世帯で、ゼロ歳から18歳までの児童を養育する者に児童1人当たり2万円を支給するものです。対象者の見込みは235名となっております。この事業に11節役務費、通信運搬費で1万7,000円のうち1万1,000円、口座振替手数料2万3,000円のうち1万5,000円。18節負担金、補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金（住民税均等割のみ世帯分）470万円を充てております。この分の周知は児童手当受給者の中から抽出して通知書を送付したいと考えております。

19節扶助費84万6,000円は、高等職業訓練促進給付金でございます。ひとり親に対し就職に有利で生活の安定につながる資格を取得する者に給付金を支給するものです。当初予算計上後に養成機関へ入学が決まりました者の分の補正をお願いするものでございます。

5目民間保育所費468万5,000円の増額です。新型コロナウイルス感染症物価高騰に伴う独自支援策として、こちらにも2つの事業を計上しております。企画財政課の補正予算資料の1ページの3つ目の項目、公立・私立保育所等給食食材費補助金の私立分になります。物価高騰対策として保育所等の給食に係る材料費高騰分を助成することにより、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食の実施、保護者負担の軽減を図るため、福岡県が実施する補助事業となります。この事業に18節負担金、補助及び交付金、保育所等給食費補助金436万5,000円を充てることとしております。

その下、保育所等事業継続支援金32万円は、同じく市の独自支援策として、こちらは企画財政課の資料3ページ目のその他の事業のほうで、下から4行目に記載をしております。こちらは燃料費等の物価高騰により経常的な支出が増加している保育所等に対し、事業継続を支援するものでございます。6つの施設に1万円から10万円を給付いたします。

8目子ども遊園費32万1,000円の増額です。12節委託料の増額でございますが、若宮子ども遊園において、日頃から草取りなどの管理を自主的にしていただいている地元のほうから、倒壊の危険があるので速やかに伐採してほしいとの要望がありましたので、委託料を計上しております。

10目地域子育て支援費228万円の増額です。12節委託料、子育て短期支援事業委託料につきましては、児童の保護者が疾病その他の理由により、家庭で児童を見ることが一時的にできなくなった場合に児童養護施設等で保護を行うための委託料となります。既に利用があり、今後の利用に備えるため増額をお願いするものです。

18節負担金、補助及び交付金、子ども食堂事業費補助金212万円です。新型コロナウイルス感染症物価高騰対策に伴う独自支援策として、企画財政課の補正予算資料2ページの3つ目の項目となります。子ども食堂事業費補助金です。物価高騰の影響を受けている世帯の食の環境の向上や生活困窮家庭などの食の支援、地域で子供たちを見守る環境づくりを支援するため子ども食堂を実施する団体に対し、その運営費や施設整備費を助成するものでございます。現在、実施している子ども食堂は1か所でございますが、子ども食堂をさらに増やし、生活困窮家庭の食の確保を支援したいと考えております。施設整備で20万円、運営費でそれぞれ毎月1回開催で年間10万円などの金額を計上しております。周知につきましては自治協議会へ行うほか、広報誌へ掲載し、広く募集したいと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ。最後の子ども食堂事業費補助金の件でございますが、うきは市内に1団体というか、吉井のほうでされているところ、見学に行かせてもらったんですけど、印象が、子どもというよりか高齢者が利用されている。だからいかんじゃないんですけど、実態的にそういった実態があるということで、この件に関して反対するあれはありませんけど、利用者の6割以上ぐらい——自分、個人的な印象としてはそういった実態でございましたので、御報告だけさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 吉井子ども食堂の部分でございますが、実績をちょっといただいて確認をしておりますが、やはり高齢者が多いというのはおっしゃるとおりだと思います。ちなみに、今回の子ども食堂につきましては、子供に食事を提供する部分につきましては、無料で提供をしていただくこと。それ以外の部分につきましてはちょっと補助の対象外となりますので、その辺りはまた子ども食堂運営者とも協議をしていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） できましたら、そういった貧困という言い方はいかんですけど、生活困窮の方々が御利用されてるんだろーと思えますから、その実態があるというだけであって、

大人だから出せないとかじゃなくて、それはやっていただきたいという思いでお話をしたところ  
でございますので、子供ち書いちよるき、子供だけという意味で質問したわけではございません  
ので、ぜひ支援していただけますよう、よろしく願いしときます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 27ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費1億2,921万3,000円の増額補正でございます。11節の役務費の  
通信運搬費の221万4,000円のうちの9万8,000円と、12節の委託料、予防接種委託  
料2,449万3,000円、それから19節の扶助費、任意予防接種助成金15万円につきましては、  
子宮頸がんの原因ウイルスの感染予防を目的としたHPVワクチン予防接種に伴うもので  
ございます。そのほかの1節から13節につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係  
る経費でございます。

まず、HPVワクチンの予防接種の分から御説明させていただきます。

HPVワクチン予防接種につきましては、厚生労働省が今年4月から9年ぶりに定期予防接  
種の積極的な接種勧奨を再開するとともに、平成25年度から積極的勧奨の差し控えにより接種  
機会を逃した方に遡ってキャッチアップ接種を行うこととしました。このため、これらの接種を  
行うための経費となります。

先ほどの予防接種委託料の2,449万3,000円は、HPVワクチンの個別接種を行う経費  
ですけれども、そのうち、中学1年生から高校1年生の女子の定期接種追加分が194人分で、  
接種の機会を逃した25歳から高校2年生の女子のキャッチアップ接種が297人分ございま  
す。19節の任意予防接種助成金は、25歳から高校2年生の女子で既に任意予防接種を自費で  
受けた方に償還払いを行うもので、3人分を計上しております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費を御説明させていただきます。

今回の補正は、秋以降に実施を予定していますオミクロン株に対応したワクチン接種の体制を  
確保するための経費を計上するものでございます。初回接種を完了した約2万3,000人を対  
象として、10月以降、るり色ふるさと館で約4か月間、毎週木、金、土、1クール2時間の集  
団接種を計85クールを設定し、集団接種のほか、医療機関における個別接種も併せて実施す  
ることとしております。なお、接種体制の確保に必要な費用につきましては、引き続き国が全額を  
負担する方針でございます。

1節の報酬661万5,000円、3節職員手当等69万1,000円、4節共済費69万

6,000円、8節旅費、費用弁償20万2,000円の増につきましては、10月から令和5年3月までの6か月間の予約班と接種班の会計年度任用職員に係る経費でございます。7節報償費の848万8,000円につきましては、10月からの4か月間、5レーン、85クルの集団接種に必要な接種補助、予診票整理、待機観察の看護師の謝礼でございます。10節需用費、消耗品費233万1,000円は、接種に必要な衛生用品や事務用品で、光熱水費の72万2,000円は集団接種会場等の電気料となっております。11節役務費、通信運搬費の221万4,000円のうち211万6,000円は接種券や案内チラシの郵送料でございます。その下の新型コロナウイルスワクチン接種事務手数料の21万1,000円は、国保連合会が市外の医療機関で接種された方の取りまとめを行い、市に請求を行っていただいている分を事務手数料として支払うものでございます。12節委託料、2行目の新型コロナウイルスワクチン接種委託料の3,504万円は、浮羽医師会への集団接種業務委託料と各協力医療機関への個別接種委託料で、3行目の新型コロナウイルスワクチン接種会場設営業務委託料は、接種会場の設営や撤去、誘導業務で、4行目の新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託料は、予約システムの管理運營業務となっております。13節使用料及び賃借料378万2,000円のうち、電子複写機借上料等26万8,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策室に配置しているものでございます。その下の新型コロナウイルスワクチン接種会場用機材借上料351万4,000円は、集団接種会場に必要な物品の借上料となっております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

まず、補正予算書29ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費、18節、1億1,293万7,000円の増額補正になります。内容といたしましては、肥料等高騰緊急対策事業費補助金1億886万4,000円、こちらにつきましては、福岡県の肥料等高騰緊急対策事業費補助金の活用になりますけれども、この事業につきましては内容が2つございまして、1つが肥料上昇額の一部を助成する肥料高騰対策支援事業8,949万2,000円、もう一つ、園芸農家の経営コスト削減の取組について支援する、省エネ園芸農家緊急支援事業が1,937万2,000円となっております。飼料等高騰緊急対策事業費補助金につきましては、飼料高騰に伴う畜産農家を支援するものでございます。

続きまして、6款1項3目農業振興費、22節、6万8,000円の増額補正となります。こちらにつきましては、直接支払交付金事業の補助金の返還金となります。

続きまして、6款1項4目園芸費、18節、1,963万6,000円の減額補正になります。こちらにつきましては、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金2件分の減額補正でございます。活力ある高収益型園芸産地育成事業費要望分の2件を、先ほど説明いたしました肥料等高騰対策支援事業費補助金の省エネ園芸農家緊急支援事業を活用するために減額するものでございます。

続きまして、6款1項5目農地整備計画費、18節、380万9,000円の増額補正になります。こちらにつきましては、中山間地域等直接支払交付金となります。令和4年度より棚田加算に超急傾斜が加わり、対象農地について増額するものでございます。反当たり1万円が超急傾斜につきましては、反当たり1万4,000円になるものでございます。

6款1項5目農地整備計画費、22節、31万3,000円の増額補正となります。こちらにつきましては、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金の返還金となります。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 13番、野鶴です。

この3目の農業振興費で、肥料等高騰緊急対策事業費補助金の関係であります。この内容につきましては、今日の午前中、権藤議員のほうからいろいろと質問なりがなされたかと思っております。その資料の中にもありますように、対象者というのが認定農業者であるとか、認定新規就農者、それに集落営農組織、営農集団と、こういうふうに非常に限定されている。そういった中において、これは支援事業ということであれば、小規模農家の人たちに対する支援はどうなっているのかということがまず1点です。やっぱりそういった支援事業ということで、肥料等の高騰による、困窮というのは誰もなっていくことでもありますので、この認定農業者に認定されていない人たちはどういうふうな対応をしたらいいのかということ、公平かつ平等に支援していくためにはそこら辺も考えるべきではないかなというふうに思っております。

それと今日の午前中の説明の中で、国の補助については直接ということでありました。今回の分のここについているのは、県の分が市を通して補助金として出される。その2分の1、それにプラスうきは市として5%の上乗せ分を考えているというようなことであつたかと思うんですけど、例えば国の申請、それと県の申請、だから別々であれば両方できるのか。要するに国にも申請、直接本人が上げる。県の分についても市を通して上げていく。そういった二重に申請ができるのかも、そこら辺の説明もちょっとありませんでしたので、そこら辺がどういうふうになって

いるのかということかと思えます。

それとやっぱり申請ということになると、個人が申請をしなければならないということになるかと思えます。そういった中で、やっぱり金額等にもよるかとは思いますが、手続、小さな認定農家の方であれば、そこまで、もう書類が面倒くさいというふうな部分も出てくるのではないかなというふうに思っております。やっぱり支援策というのは誰でもができるような容易な形で支援策というのが一番望まれるのではないかなというふうに思いますので、その辺についての対応、要するに申請に対する対応、そういったところについてはどういうふうに考えているのか。この3点をお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 今、議員より3点ほど御質問いただきました。

まずちょっと1点目ありますけれども、2点目です。国の事業と県の事業の絡みになります。まず、国の事業のほうがもう最近ほぼ固まりつつあるところで、7割がほぼ固まりつつあります。これに併せて、もともと県のほうは50%で制度設計しておりましたが、今月の議会ぐらいでちょっと国の支援の様子を見て、変更する可能性があるかと伺っております。実際には市のほうも国・県の事業に併せて上乘せの支援で考えておりますので、まずちょっと県のほうが国の事業で制度の変更があるというところで、今のところで状況的には流動的な部分がございます。

申請につきましては、国が70%で、県が50%ですので、実際に国が正式に出てきた場合には、両方はできないところで聞いております。

補助対象者になりますけれども、国の事業につきましては、小規模の農業者も販売農家であれば対象となります。市のほうもそちら、販売農家であれば対象者として支援するところで考えているところでございます。

3点目でございますけれども、直採事業で個人の申請が大変じゃないかという御質問でございます。申請の窓口につきましては、肥料の販売農家であったり、協議会であったり、例えばJAにじであったり、こういったところがまず第一の窓口になります。市のほうも申請の受付については、今、JAにじのほうと協議しているところでございます。極力、農家の負担がかからないような受付のやり方で進めていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） ちょっと分かったようで分からない部分がたくさんあったんですけど、まず国と県の部分、今言いましたように補助率、国の場合であれば70%、県の場合であれば50%と。国の部分については小規模農家も受け付けるという形になれば、もう当然、国の部分1本にしたほうが農家にとっては非常にいいのではないかと。国と県の大きな違い、申請ですね。その採択のまた要件の違い、何かそこにやっぱりあるんじゃないかなというふうな

気がいたします。だから重複はできないということであれば、当然70%補助である国のほうにどうしても農家としてはそちらに目が行くのではないかなと。ただ何となく規模が、どうしても小規模農家は国とかは受付せんとやないかなというふうな感じにどうしても取られてしまうわけです。だから、もう少しその辺のところを詳しく具体的に説明をお願いしたいと思います。

それと予算の中で金額を見ると、県費予算、先ほど言いましたように9,896万7,000円、それに市が5%が上乗せを考えているということで989万7,000円と、企画財政課の資料の分ではそういうふうに書いてあると思いますけど、国の申請に対する上乗せ、もうこの5%、980万円の中に入っているのか、そこら辺がちょっと分かりませんので、もう一度その辺、詳しくこの2点、お願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） まず、国の事業についてでございますけれども、国の事業が70%になります。実際に直接、市の予算は通りませんが、国の事業が正式に出れば、もちろん農家は有利なほうで手続になりますので、まず国のほうに申請して、5%以内で市のほうも上乗せ支援を考えております。

実際、県の事業がまだ流動的なところでございますけれども、併せて県の事業についても、同じ申請でできるような体制で進めていきたいと考えております。

実際に県のほうも今、正式にまだ50%以降の変更については事業の詳細は出ておりませんが、今のところ、国が70%でほぼ固まりつつありますので、県のほうもそちらのほうに上乗せするのではないかと情報が来ておりますけれども、まだ正式ではございません。実際に、国の事業70%にそれぞれ上乗せしていくような流れになっていくところでございます。

実際に、もともとがまだ国の事業が固まってない段階で県のほうに要望するところでございましたけれども、実際に国のほうが正式に事業が出れば、70%に市のほうの上乗せをするところで当初から考えております。予算につきましては、もう今、県の事業プラスの市の支援事業分に対応していくところで考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。3回目。

○議員（13番 野鶴 修君） 3回目です。

分かったようで、まだよく分かってない部分、確かにあります。最終的に今のお話を聞きますと、まだ非常に県の事業そのものが決まってないというふうな感じも受けております。実際、今回、補正をするということで準備をするということで、そのことは理解できるんですけど、実際この申請、受付をいつから開始して、いつ頃までやろうとしているのかというふうな部分、それとやっぱりそういった農家に対する周知、こういった部分をいつから開始しようとしているのか。かなり何か今、いろいろ話を聞いてとっても非常に分かりづらい。それと最終的に認定農家でない

方も申請ができるという理解でいいのか。この部分について、もう最後になりますので、明確な回答をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） まずスケジュールについては、国のほうの今の段階での情報で、おおむね10月頃に受付を開始しますというところで情報が来ております。実際に詳細については上昇率等も国が設定するわけですが、そういったところの詳細が固まって正式なスケジュールが出てくることになっております。

周知につきましては、販売農家には、まず1つ、昨年度、次期作の支援等も販売農家に支援をしてきているところがございますけれども、同じような形でJAのほうからの周知であったり、耳納の里、道の駅、そういったところの販売されてる販売農家たちにそれぞれ周知するのと、ホームページ等で周知していくところで考えております。

対象者につきましては、確認ということですが、認定農業者以外の方、販売農家であれば対象になります。小規模農家であってもですね。

○議長（江藤 芳光君） 課長、これ聞いとりまして、また付託になりますけれども、もう少し分かりやすい話ししないと、今聞きよっても、我々、農業のこと分かる人間も分からんもん。ぜひ資料を整理してください。お願いします。

それでございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかございませんか。10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 10番、中野です。

今、私の尋ねようとしたところは野鶴議員のほうがいろいろ聞いていただきましたので、ダブらんとせないかんですけれども、一応今、補助の関係はいろいろ聞きました。私が聞きたいのは、もうまだ7割か5割か決まっちゃうらんとということですが、市の補助がここ出ております、989万7,000円ということで出ておりますので、これの考え方を若干触れてもらいたいということと。

今出ておりましたように、なかなかこれは肥料の経費ということで難しい面があると思いますので、私はJAのほうとようっと話ができてとかなということも聞こうかなと思ったら、一応話が進んでおるということで理解していいですね。ですから、そういうことでお願いをしたいと思います。

それから、次の項の飼料等高騰対策支援事業費補助金ということで出ておりますが、以前はうきは市にも肥育農家なり酪農農家、たくさんあったわけですけど、今は非常に少なくなっております。今、畜産農家としては、例えば肥育農家が何軒ぐらいあるのか、それから酪農家が何軒対象になるのか、それから養豚があるですね、それから養鶏があります。それぞれ対象農家が今どういうふうになっておるのか、これは配合飼料の補填ということですけど、そこ2つをお尋ねい

たします。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。3時15分より再開します。

午後3時01分休憩

-----  
午後3時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

休憩前の中野議員からの質疑に対する答弁からお願いします。高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 休憩前に3点御質問いただいております。

説明がちょっとうまく伝えることができなく申し訳ございません。実際に市の支援分についてですけれども、当初、県のほうの事業で約2億円の事業で50%支援分として、県の金額で、市もそれに併せて5%の金額で予定しております。

実際に先ほどからちょっと説明がうまくできなく申し訳ございませんけれども、今、国の事業が固まりつつあって、それに県のほうもちょっと今、流動的な状況でございますけれども、実際に1つの事業になっていくと思われましてけれども、国の70%に県と市と、今後、国の事業に合わせた形での上乗せ率の調整が必要だと考えております。実際にJA管内、久留米市とかも同じような考え方でいるので、そういったところで合わせて調整、今後していきたいと考えております。

あとは、JAとの連携でございますけれども、実際に国・県事業については、密に連携は取らせていただいているところでございます。ただ、市の支援分の部分についてはお伝えしておりますけれども、ちょっと詳細については固まり次第、併せて協議に入っていきたいと考えております。

畜産農家の数でございますけれども、市内の畜産農家の数です。乳牛が今、現時点で2軒です。肉牛が1軒、養豚農家が4軒、採卵農家が4軒となっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 30ページをお開きください。

6款2項2目林業振興費99万8,000円の増額補正となります。こちらにつきましては、福岡県産木材供給拡大対策事業費補助金となっております。こちら県も県の直接採択事業になり、2分の1につきましては申請者から直接、県のほうから助成されます。今回、久留米市と合わせ

て10%補助するもので99万8,000円がうきは市補助分となります。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） ちょっとお尋ねしますが——その前に、この前、私が下水道の件で質問を市長にしておりましたので、総務産業のほうにあとはお願いしておりますが、その前に今日質問するところで、新聞の切り抜きを取っていたので、ちょっと聞いてください。

家庭向け水道料金、柳川市が2,000円減免ということで、新型コロナウイルスなどによる物価高騰対策として上水道料金を一般家庭で2,000円減免する方針を明らかにしたと。関連事業費を含む13億2,809万円を増額する本年度一般会計補正予算案を25日開会予定の市議会定例会に提出すると。減免は、ほかに事業所や工場も対象で、減免額は1万円、いつでも請求分から減免額に達するまで適用すると。地下水を使う水道未加入世帯は10月3日から支援金2,000円の支給申請を受け付けるとありますので、ちょっとここ、意外と考えているなど感じておりましたので報告をしておきます。

6款2項2目の県産木材供給拡大の支援金について、今、材木はもう非常に高騰して、大変忙しくなっております。森林組合にしろ、市場にしろですね。その中でこれ、フォワーダだったですか、機械購入の支援なっておりますけど、このフォワーダ、木材の生産力強化に向けてするということではありますが——反対じゃありませんよ、これをして生産拡大にどう考えているのか、また、このフォワーダの使用とか、どういうものか分かってしてるのか、ちょっと市長と課長にお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） まず、今回の県産木材供給拡大対策支援費補助金については、県の事業に準じて木材生産力強化のための高性能機械の補助として対処しているところでございます。

実際にコロナ禍やウクライナ情勢等による物価高騰に対しての高性能機械を支援することで、林業の生産性、収益性につながり、林業による収益が厳しい状況の中で森林組合、所有者や組合員への支援につながるとちょっと考えているところでございます。

フォワーダの機械については、現場のほうで木材を効率よく運搬している機械と聞いております。その場で木の切断等もできる機械で、実際に現場で見たこともあるんですけども、現場のほうで4メートルとか、そういった木材サイズに切ったり、それを効率よく運ぶことができる機械であると伺っております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 市長にも聞きたかったんですけど、多分分からないでしょう。

さっき言いましたように、フォワーダというのは運搬車にユニックのようなものがついて、原木を積み込んで広いところに下ろしてくる役目なんです。さっき課長が言いました、伐採したのを挟んで大きい重機、ユンボにはさみが着いてるんです。それで枝打ちもして、3メートル、4メートルにするとがおって、ちゃんと玉切りするやつがハーベスタなんです。このハーベスタでチェーンソーで切ったのを枝打ちして玉切りする。そして、その後、それをトラックが積み込むところまで運び出すのがフォワーダなんです。そして、そこで運び出したのを、あとはトラックについてるリフトですか、これもトラックにはさみがついてるやつで積んでいくんですよ、森林組合。

だから用途が違うもんですから、私も写真持ってるんですけど、森林組合に、これ1台あると思います。そいけん、もう1台増やすのか、買い換えるのか、そこは私も分かりません。そして、これ反対じゃありません。今、材木がもうウッドショック以来、非常に高くなり、足らない状態です。だから、まず切って、今から稼いでもらわないかんと思いますので反対しません。ただ、何でこれを今かなと思って。

私は朝倉市も八女市も自伐型林業、小型機械を支援して購入してっております。今から大型機械で作業道を広くしていく時代はもう終わってくると思います。そうしないと災害が下が大きくなりますから、自伐型林業、一人親方、ここに力を入れていくのかなと感じておりますので質問をさせていただきました。

決算委員会で林政係のほうには質問して、また市長には後で質問したいと思いますので、一応このところをお考えいただきたいと思って、今日はちょっと質問しただけですので、一応今後、作業道を広くしないで一人親方、林内林家、自分の山は自分でというような、今、単価が非常に高くなっております。移住者、こういう人も今なら来てくれるかなと感じておりますので、このことをお願いして質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） フォワーダの関係でございますけれども、今回、作業効率をよくするためにちょっとかなり古くなったやつを高性能の機械に更新するところでお伺いしております。実際に木材も厳しい状況の中で、こういった効率いい機械等も導入して、今後もきちっとした経営に努めていただくように森林組合のほうにもお願いしていきたくております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。都市

計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 31 ページです。

7 款 1 項 2 目 商工業振興費の 1 2 節委託料では、工業団地適地調査委託料 1,156 万 1,000 円を計上しております。今日の権藤議員の一般質問に対する市長答弁にありましたように、新たな企業誘致に向け、市内域に適した工業団地を確保できないか、県の産業団地整備促進補助金を活用し、調査を行うものです。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

1 8 節負担金、補助及び交付金は 2,930 万円です。臨時経済対策商品券発行事業費補助金の 1,430 万円は、うきは市商工会によるプレミアム付地域商品券の今年度 2 回目の発売を支援し、福岡県とともに補助をすることにより消費を喚起させて商工事業者を支援するものでございます。販売額 1 億円に対しまして、市と県で 10% ずつ、合計 20% 上乗せをさせていただき予定でございます。予算額 1,430 万円のうち、1,000 万円がプレミアム分、残りの 430 万円は事務経費として計上しております。

次に、事業再構築支援補助金は、中小企業などがコロナウイルスや原油高、物価高騰などの経済環境の変化に対応するため、業態の転換や事業再編など、事業を再構築するための経費を国が補助する制度でございまして、市も上乗せ補助をすることで事業者を支援するものでございます。補助額として 1 事業者当たり上限 100 万円を見込んでおります。

次に、ものづくり等支援補助金は、こちらも中小企業などが働き方改革や賃上げなど、制度変更に対応する設備投資等に国が補助する制度で、こちらも市で追加補助することで状況の厳しい事業者を支援するものでございます。補助額として 1 事業者当たり上限 100 万円を見込んでおります。

次に、3 目観光費は、道の駅うきはに係る補正でございまして、1 2 節委託料の道の駅うきは改修基本計画策定業務委託料 1,000 万円は、物産館やレストラン館など施設の将来の改修を見込んで基本計画を策定するものでございます。道の駅の施設改修が必要な理由といたしまして、大きく 4 点ございます。

1 点目が新型コロナウイルスの対策として 3 密の回避が求められる中、週末を中心に常時、売場が混雑をしている状況でございまして、現状は売場面積が限られており、対応が難しい部分がございます。コロナへの対応として施設の見直しが必要となっております。また昨年度、国土交通省の防災道の駅に選定をされたことによりまして、防災機能の強化に関する協議を国と行っております。市の所有施設につきましても機能の向上など、施設の全体的な見直しが必要となっております。さらに木造施設の法定耐用年数が 22 年とされる中で、駅の開業から今年度で 23 年目を迎えております。これまで多数の修繕工事を行ってきておりますけれども、老朽化も

進んでおりまして、次の20年間を見据えた全体的な見直しが必要となっております。また、来年度、隣接地に宿泊特化型のホテルがオープンをしまして、宿泊者対策や出荷者用のスペースの確保など考慮する点がございますので、それらに対応していきたいというふうに考えております。

次に、17節備品購入費の30万円は、道の駅のインフォメーションセンターに設置する映像表示機器を購入するものです。現在、改修中のインフォメーションセンターが年末に完成をする予定でございます。ディスプレイを設置しまして、訪問客へ観光情報などを表示していきたいと考えております。

18節の道の駅うきは物価高騰対策支援金は、うきは市が電力供給についてウエスト電力から九州電力に契約を変更したことに伴う電気料金の差額を計上するものです。ウエスト電力との契約では、道の駅うきはも契約施設の1つとなっております。電気料の支払いは道の駅が支払いをしております。九州電力への契約の切替えによりまして道の駅の支払いに影響が及ぶことから、差額分を支援するものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） それでは、私のほうから2点、質問させていただきたいと思っております。

まず12節の委託料、工業団地適地調査委託料ということであります。今日午前中、先ほど話もありましたように、権藤議員からも工業団地の関係についてのいろんな質問があったかと思っております。私が思うには、工業団地、この考え方につきまして、やっぱり都市計画との絡みもあるかと思っておりますけど、適地調査委託料を考えるまでもなく、今現在、富永工業団地というのがうきは市の中の吉井のほうであります。さらには富永工業団地の西側、さらにはその先に久留米・うきは工業団地が今回、大がかりな面積で、30ヘクタールの工業団地ができたわけであります。

そういったことを鑑みますと、当然その中間地点にまだ6ヘクタールぐらいの農地が残っておるわけであります。これまでいろんな経過の中で、うきは市の場合においては農村工業導入計画をつくれれば工業団地をつくることができるというふうに思っております。やっぱりそういったことを考えたときに、今から適地を調査するのではなくて、もう既に富永工業団地、それに久留米・うきは工業団地、さらにはその南側のほうにはRDFの施設等もあります。だから、その中に囲まれたところについて、ここがもううきは市の計画の中で工業団地としては一番的確ではないかというふうな気もいたしておりますので、この1,100万円もかけて今さら適地を調査する必要があるのかなど。その前に市の方針として、そこをどう活用するかということきちん整理していったほうがいいのではないかなという気がしております。

この点については、担当課長が即どうと言えないかと思えますけど、市長の考えのほうも併せてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それと18節の負担金、補助及び交付金のプレミアム付商品券の関係であります。今回2回目ということであります。前回、125%という形で販売しておりながら、今回は120%に落とすと。同じ時期に、同じコロナ対策の支援として、なぜそこで125%から120%に落とさなければならないのか、誰が考えても、例えば年が変われば、それはいろんな年度の状況があるかとは思いますが、そういったコロナ対策支援ということで、じゃあ1回目と2回目、景気が非常によくなってきているのか、120%でいいのかというふうなことを考えたときに、なぜ今回は120%にしたのかということがどうしても疑問に残っております。この2点について回答をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 1点目の適地調査にこのような金額をかけてよいのかということなんですけれども、うきは市単独で大きな工業団地を開発することは厳しい面がございます。県のほうに相談に行きまして、県のほうから補助金がありますので、まずは調査をちゃんとしなさいということではなされたので、それに基づいて今回、調査を行うものです。

今後、やはり10ヘクタールとか、非常に大きな土地を工業団地にする場合は、市単独ではなかなか厳しいと思っておりますので、例えば久留米・うきは工業団地と同じように県主導で開発ができないかなというところまでちょっと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 2点目の御質問でございます。

プレミアム付地域商品券をなぜ25%にできなかったのかということでございます。こちら、第1弾の率を検討いたしまして、今回の補正予算を計上するに当たって、内部で検討させていただきました。限られた予算の中で判断をする必要があったこと、それから、市全体での今回の予算計上の中で、下水道使用料のところ、今回、事業所につきましても減免を考えさせていただいております。その辺の絡みもございまして、事業者支援の中で最終的に今回の県と合わせて20%ということで、計上させていただいたものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） すみません、2回目になります。

まず工業団地適地調査委託ということで、これは県が全額補助ということですか。そういうことであれば、適地として調査する分はいいかと思えます。ただ、久留米・うきは工業団地を開発するに至った経過といたしましては、いろいろともう知ってあるかと思えますけど、久留米のほうについては中核都市になった関係で、農村工業導入計画とか、要するにもう久留米はこれ以上、

工業団地をつくるすべがないといえますか、方法がないというふうな状況の中で、どうしてもうきはと一緒にあって、ちょうど境界位置にあったから、そこを県にお願いに行こうというふうな話で、県の開発に頼ってきたというふうな状況があります。

今後、そういった中で全て県の開発に頼るということになってくると、これは非常に難しいことがあるかなと思います。ただ、その前にやっぱり市として本気で工業団地をもう少し充実させていこうと思うのであれば、先ほど言いました富永工業団地と、それと久留米・うきは工業団地、この間がちょうど農地として残っております。なかなか農村工業導入計画をつくるにしても、今日の午前中の市長の答弁にもありましたように、1年とか2年でできるものではないかと思っております。しかしながら、一生懸命やれば、2年、3年、そういった条件は整っておると思うわけです。なぜなら、あそこだけがぼつんと、周りは全て工業団地とか、RDF工場であるとか、あとは久大線隔てて浮羽究真館高校というような形で、周りはもう全て農地ではないという状況もできているわけです。だったら、市として、まずそういったところをどうするかということも併せて、こういった予算化をするのであれば、きちんと整理をしていく、そういった整理がない中でこういったのをただ単にもうすぐ委託をして調査してもらおうということは、何か市としての考え方がきちんと整理できてないんじゃないかなという気がしますので、その点については強く要望したいと思います。

それと先ほどプレミアム付商品券、予算の関係で今回は120%にしましたという話ですけど、これ、ここで言いたくはなかったんですけど、その下の委託料で道の駅うきは改修基本計画策定業務委託料、こういったもの、これはコロナにかこつけてやってるというか、コロナがなくてもやらなくてはいけない事業なんです。もうそういったところに1,000万円やっぱり使ってるわけですよ。だから本当にコロナ支援策としてやろうとしているものと、そういった、そうでないものがもう適当にごちゃごちゃうまくごまかされてるような気がしてなりません。この予算をプレミアム付商品券に回せば十分にできるんじゃないですか。そういったことを考えたときに、本当に何かコロナ支援策として取り組もうという姿勢がどうしても見えてこないという気がしてなりません。もう一度その辺について説明をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） 2点いただいたうちの1点目について、私のほうから答弁させていただきます。

当時、2人で頑張って開発した経緯も重々承知しておりまして、そのときの開発の経緯、あと、苦労したこと、実際、携わられた方だから分かることもあって、熱度あるお話をいただいたものだと思っております。

今、議員がおっしゃったところというのは、実は重々承知をしております。おっしゃるところ

もう100%分かっております。今の担当課とか、担当課長のほうも、その経緯については私のほうからも話をしていますし、代々引継ぎをされております。十分それは分かった上で、そこに限定せずに、当然ながら、しかしながらそこも含めながら、さらにほかに何か所かないのかというところで、要は1か所だけを適地として探すのではなくて、複数箇所をちょっと探してみたいという思いもありまして、また課長のほうから答弁がありましたように、どういう進め方がいいだろうかということをお県にも相談したところ、こういった事業があるので、ぜひ使ってみてはどうかというお話もあったということで、要は1か所に限定するものではなくて、ちょっと二、三か所つくっておきたいというところもあって、この調査をお県の補助金を使わせていただいでやるものです。言われてる場所は、重々分かっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 道の駅うきはの改修基本計画の件でございます。

こちらのほうにもコロナ臨時交付金のほうを充てさせていただいておりますが、御存じのとおり、道の駅うきはは年間100万人以上の方が訪れる県内有数の観光スポットでございますが、併せて約750名の出荷者が出荷ができる重要なうきは市内の経済活動の場とも考えております。さらには数十名の従業員も働いておりまして、そういった経済効果も高い場所かと私は思っております。

ここにつきましてコロナ交付金を活用させていただくことにつきましては、県の資料の中でも観光施設の3密対策支援について交付金の活用が可能な例というふうに示されておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。3回目。

○議員（13番 野鶴 修君） そしたら、もういよいよ3回目になりますので。

先ほど副市長のほうに答弁いただきました内容につきましては、本当によろしくお願ひしたいと思っております。なぜならといいますと、当然、久留米・うきは工業団地が整備されたことにより、交通アクセス、要するに高速の朝倉インターから久留米・うきは工業団地までの交通のアクセス、こういった部分も整備されておりますし、上水道、要するに水の関係につきましても久留米との協定の中で工業団地、こういった部分についての延長、こういった部分はうきはが整備されなくてもそういったことができるというふうな話でもあります。当然やっぱりそういったいろんな条件を加味したときに、そこを考えなくしてこういった事業を進めるということは非常にできないかと思っておりますので、そういったことを含めて、それ以外の場所を探すための調査委託料ということであれば、ある程度致し方ないかなと思っておりますけど、ただ基本的にはこの1,100万円というのが妥当かどうかというのはちょっと分かりませんが、非常に高いのかなという気がしてお

ります。そういったことを今後とも検討していただきたいと思います。

それと先ほど道の駅の関係であります。これはコロナの施設ということよりも、その前にプレミアム付商品券の125%を120%にしたときの理由として、その予算の配分があった。でも、ここにこういった予算を使うのであれば、その125%を今回もやっていいのではないかとということがあります。それが前提にあるわけです。だから、そういった中でこれに該当するからこれは使わせてくれということじゃなくて、やっぱり当然125%のプレミアム付商品券を第1回目しているのであれば、第2回目も同じ年度に発行するのであれば、やっぱり同じようなことで、まずそちらのほうを検討すべきではないかということ言ってるわけでありまして。そういったところについて再考できる部分があれば、もう一度そういったところは考えてほしいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） すみません、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今回のコロナの独自支援に当たって、一番はうきは市として下水道使用料の減免事業、これを大きな取組として捉えて、全体の独自支援策を整理していったという状況でございます。その中でプレミアム付商品券については、プレミアム分として補助できる部分について、どの程度できるのかという視点で整理をさせていただいて、そこをおおよそ1,000万円というふうに捉えさせていただいたところです。そうなった場合に25%を維持して販売額を減らすのか、それとも25%というプレミアム率は近隣と比べても高い率になっておりますので、それを年度の途中ではありますけれども抑えさせていただいて、ある程度の販売額を維持するのか。その辺りを協議した結果、1億円ということで整理をさせていただいたところでございます。議員の御意見もしっかり受け止めさせていただいて、今後にもまた生かしていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 先ほどの野鶴議員の質問の中にもちょっとありましたけども、3目の観光費の12節委託料、道の駅うきは改修基本計画策定業務委託料、率直な感想ですけど、1,000万円、高いなという気がいたします。人件費として考えても1人1日2万円として500人分、これ、どういったところにそういったお金がかかるのか、それから、どんなところに委託をしようとしているのか、お尋ねをいたします。

それとこれだけのお金を使って計画を立てるのでありますから、将来的には改修するものと思われま。その改修の費用、私は個人的にはやはり店舗拡大ということであれば、うきはの里株式会社が負担すべきものだと考えております。それから、防災拠点に認定されているということで、国からの支出金等を見込んでおるのか、その点の所見について伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 1 2 節委託料の御質問で何点かいただきました。

まず、どの辺りの改修をするのかという場所のことかと思えます。場所につきましては、うきは市が整備しました物産館であるとか、レストランであるとか、事務室であるとか、そういった面の部分で今回考えております

昨年度、防災道の駅に指定されたことから、今年度、国が整備した部分につきましては、現在、そういった同様の計画を今、策定中でございます。その中でまた新たな施設が整備されていく中で、今回計上しておる分につきましては、うきは市が整備した、ちょうど道の駅の真ん中といえますか、東側の部分になりますけれども、この部分の整備が今後必要になってまいります。今現在におきましても、やはり出荷者の面でいきますと、売れなかった農産物は引き取らないといけないという決まりになっておるんですが、引き取るためのスペースがなくて、本来はお客様に見えない場所にバックヤードを置くべきなんですけど、そういったところもないということで、ちょっと見えるところにそういう場所がございます。いろんな面がございます、従業員の休憩室も狭いとか、いろいろございます。一番はやはり売場が密になっているというところがございますので、売場の拡大も含めて、あるいは自販機コーナーとかももう少し売場として活用ができるかもしれませんので、市が整備した全体的なものの見直しをやっていきたいと思っております。

それから、委託先はこれから契約をしまえることになるんですけども、今、防災道の駅の計画の中で、国が契約をされた業者もおられます。そういったところとも意見を調整しながら最終的な契約相手を決めていきたいというふうに思っております。

それから、負担すべきはうきはの里株式会社ではないかということでございますが、当初、うきは市が整備をいたしまして、第3セクターということでうきはの里株式会社に運営を任せております。一定の線引きがございまして、軽微な修繕等につきましてはうきはの里株式会社に対応させることになっております。大きな部分につきましては、これまでうきは市が整備をしておりましたので、そういったところを改めてもう一度検討しまして、協議をしながら、対応すべき部分を考えていきたいと思っております。

最後に、国が負担するのかということですが、先ほど申し上げましたとおり、市の部分の計画変更でございますので、恐らく費用負担については発生がされないものというふうに今のところ考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6 番、佐藤議員。

○議員（6 番 佐藤 裕宣君） すみません、私の聞き方が悪かったと思うんですけど、委託料の1,000万円が、私はどうも高過ぎるのではないかと。それについてはいろいろ業者のあれもあると思うので、委託するときにはしっかりと見積りといいますか、そういったところは精査

して委託業務を行っていただきたいというふうに思っております。

あとは、また総務産業の付託案件でございますので、総務産業のほうでしっかりと審議をしていっていただきたいというふうに思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 関連している部分もあります。ただ、意見が違うところもありますが、お尋ねいたします。

まず、コロナ対策で困っている人に対する対応として商品券を発行するということでした。初日だったと思いますが、市長の答弁で、単独に現金等々を支給すれば、それは国の補助に上がらないということでしたけれども、新聞によれば、久留米市は18歳以下の若者に対して1万円ずつ支給するという補正予算が出されております。そうすると、これは久留米は独自にしているのか、それともコロナ対策ということだろうと思いますので、その点は市長の答弁がいささかあやふやだと思いますが、その点は久留米市のこの件についてどのように理解されているのかというのが1点です。

それから、商品券発行で1,000万円が事務費ということでもありますけれども、結局、この前の福祉の分で言えば、生活困窮家庭には5万円とか、あるいは学生に対する支給というのがありました。そういうコロナ禍で生活困窮者がたくさんおられる中で、じゃあ本当に商品券を買うだけの人はやっぱり困窮者じゃないとすると対策にはならないんじゃないか、そういう意味で一律、久留米市みたいに払ったほうが効果があるのではないかと思いますし、困窮者に対する対策、あるいは若者支援になると思いますが、その辺をどう考えているのかが2点目です。

それから3点目に、先ほど熊懐議員が言われましたけれども、下水道の減免をしますと言われました。そのときの話として、未接続者については補助金は出しませんと言われましたが、柳川市は未接続者の方へも補助金を出しております。その辺が、どうも言われるとき、こちらはありませんかと言いつつ、ほかの市町村を聞くと、何かそれだけ工夫して支払われていると思いますが、その点は他の市町村を調べてという答弁があったと思いますが、その点はどのように調べられたのかということです。

それから4点目は、道の駅の件です。策定業務委託料が1,000万円ということで、これがまたうきは市が、一番上の工業団地もそうですけれども、業者ということになりますと、地域内循環はできてないという形になります。入札になるとしますので、市内になるのか市外になるのか分かりませんが、もう少し地域内循環、あるいはこの金額についての検討をお願いできないのかなど。併せて、電気代326万1,000円を出しますということで、これはまた、うきはの里株式会社であれば、やはりそこは当然負担すべきだと思いますが、なぜうきは市が負

担するのか、あるいはしなければならないのか。その点について詳しい説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 1点目、2点目と4点目、5点目につきまして、お答えをさせていただきます。

1点目、2点目は関連がございますので、まとめてお答えさせていただきます。

今、議員も困ってる方、困窮者を中心の視点で御質問いただきました。こちら、私どもが計上しておりますのは、7款商工費でございます。私どもとしましては、まず商工事業者のためにこの予算を計上させていただきまして、それが高じて消費者のほうにも一部恩恵が行けばというふうなことで思っております。ということで、事業者支援ということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、4点目の件でございます。地域内循環ということでございます。当然、市内業者でそういった方おられましたら、ぜひそういったところを取っていただきたいなというふうな思いがございます。また、金額につきましてもできるだけ安価になりますように、入札等で下がっていければというふうに期待をしております。

最後、支援金を投入する必要がございますけれども、今回の支援金につきましては、うきはの里株式会社が黒字とか、赤字とかで判断したものではありませんで、市が契約をした電力供給契約に派生して影響を及ぼすものでございますので、政策的に判断をさせていただいたものでございます。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。もう一つぐらいあったような気がしますけど。（発言する者あり）下水のところは、もうその比較での話ですか。（発言する者あり）

竹永議員、これはもう、下水道は議決済みですから、これと比較の中の話であってももう認めた上での話ですから。よろしいですか。7番、竹永議員。2回目。

○議員（7番 竹永 茂美君） 地域内循環ということでは言われましたが、もう一つそこで遡れば、過去幾つかの市の事業で——兔渡島団地でしたっけ、団地建設等の工事について建設課が設計されて、その分が浮いたということで税金の儉約ができたというふうに思っております。であれば、先ほどいろいろ新型コロナ対策とか、出荷者の問題とか、一番知ってある市が——建設課になるんでしょうけれども、設計すれば、この辺は節約になるのではないかとこの辺はありますが、その点は検討されたのでしょうか。

それから、商工業者の恩恵ということですが、久留米市のように18歳以下、いわゆる若者支援策として支給すれば、全てがうきは市で消費されるわけではないでしょうけれども、やはり今のコロナ禍であれば食料品代等々が中心に支出されると思いますので、市内商工業者の恩恵につながるとは思います。つながらないと言われた理由を再度確認させてください。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 1点目につきましては、それができるかどうか入札前に検討していきたいというふうに思っております。

それから2点目につきましては、消費者のほうにつながらないというふうに申し上げたことはございませんで、まず、事業者のためにこの予算が使われ、それがひいては消費者のためになればよろしいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。3回目。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が質問したのは、久留米市は18歳以下に1万円ずつのをされた。それは久留米市であれば、恐らく市内での消費が商工業者を中心にあつたと思います。ですから、うきは市でも同じように18歳以下に1万円ずつすれば、それは当然うきは市なりの商工業者の恩恵を被ると私は考えますが、その点、プレミアム付商品券でなければならないという理由を教えてください。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 私ども商工部門としましては、先に消費者へ給付するのではなくて、まずは事業者のほうに支援をいたしまして、最終的にはそれを消費者の方に買っていただいて、ともに支援になればというふうに考えて制度設計をしたものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 都市計画準備課、石井です。

32ページになります。

8款1項1目土木総務費の12節委託料では、測量登記委託料300万円を計上しております。これは後退道路に関する協議が例年より多く見られております。測量登記委託料が予算不足となるのではないかと思い、増額をお願いするものです。

それと14節工事請負費では400万円を計上しております。旧若葉保育園跡地の西側部分の売却を進めております。その土地の西側にうきは市道がありますが、道幅が狭いためセットバックする必要がございます。また、若葉保育園敷地の全体部分から見まして中央部分に縦断する形で新たな道路を新設し、うきは市役所南側付近から南に延びる市道とつなげることであります。

以上の2つの工事費合計を計上しております。

説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。

33ページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費6,100万円の増額でございます。14節工事請負費4,100万円につきましては、妹川元有の小坪線の新設改良、約200メートルの新設の道路を改良予定でございます。それから、もう1路線、吉井町千代久、塚田・鳥越線の拡幅工事を実施予定でございます。金額につきましては、小坪線が2,600万円、塚田・鳥越線が1,500万円、合計で4,100万円でございます。

21節補償、補填及び賠償金の2,000万円につきましては、物件補償費でございます。浮羽町高見の中小路線の改良工事を現在進めております。この拡幅工事に伴います物件補償費でございます。本年3月に設計価格のほうが上がってまいりましたので、今回、補正という形でございますけれどもも予算計上させていただいたものでございます。なお、工事につきましては、できるだけ速やかに事業開始をしていきたいと考えておりますので、来年度からの工事着工に向けて準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

4目橋りょう維持費1,290万円の増額でございます。12節委託料の測量設計委託料につきましては、浮羽町山北の沈橋、それから浮羽町浮羽の浮羽橋、浮羽保育所の前の巨瀬川にかかる橋でございます。この2橋の測量設計委託を行うものでございます。調査結果で、1から4までの判定がございまして、3判定が出ましたら5年以内に改善、改修をすることというふうに義務化されております。これに伴います改修に向けた測量設計を行うものでございます。沈橋については平成30年に3判定が確認をされております。また、浮羽橋につきましても令和2年の調査の中で3判定が確認をされておりますので、本年度、測量設計を行いまして、来年度に工事に入っていきたいと考えておるところでございます。

なお、沈橋につきましては、半分が日田市の管轄になります。今回、その他の財源で395万円を上げておりますけれども、こちらが日田市からうきは市に負担金として頂く分でございます。なお、うきは市と日田市の間で5年ごとに管理を交代しようというふうな協定を結ばせていただくと思っておりますので、今回の測量、それから工事につきましては、うきは市のほうが実施

をするという予定でございます。

なお、さらに沈橋につきましては、最近、九電のほうから夜明ダムの改修のお話が急に入ってまいりまして、その状況によってはこの測量、あるいは沈橋の改修等に一部変更が生じる場合がございますので、その部分の確認ができましたら、改めて何らかの形で御報告をさせていただきたいと思っております。

それから、5目辺地対策費800万円の増額でございます。14節工事請負費の800万円でございます。現在、真美野の春義のところ辺りまで辺地の拡幅が進んでおります。また、北側のほうからは山北のほうから道迫辺りまで改修が進んでおります。今回の増額につきましては、春義部分のところが今回の工事でちょうど集落まで終わることになります。本来、これまでは予算の範囲内で距離で工事実施をしておりましてけれども、どうしてもそのつなぎのところが橋梁の部分までかかりますものですから、一度にすることがより効果的であるということで、補正で800万円をお願いするものでございます。なお、財源につきましては、辺地債を活用の予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款5項下水道事業費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内でございます。よろしくお願ひいたします。

予算書の34ページをお願いします。

8款5項1目公共下水道費、補正額7,690万円の増です。18節の負担金で、初日に御議決いただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した下水道使用料の減免等に充てるための下水道事業会計への負担金となります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款5項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課、井上でございます。

予算書の35ページをお願いします。

10款2項小学校費、1目学校管理費473万7,000円の減額でございます。2節給料341万4,000円、3節職員手当等のうち197万3,000円、4節共済費のうち79万円、合わせて617万7,000円の減額につきましては、任期付一般職員である少人数指導特別教員1名分の減額でございます。当初、小学校第1・第2学年の30人学級に伴いまして3名の予算を計上させていただいておりましたが、令和4年度の児童数が確定したことにより、教員は2名の配置となりましたので、1名分を減額するものでございます。

次に、1節報酬101万1,000円、3節職員手当等の期末手当6万1,000円、4節共済費17万5,000円、合わせて124万7,000円の増額につきましては、正規職員の退職に伴い会計年度任用職員を1名配置したことによるものでございます。12節委託料19万3,000円の増額につきましても、正規職員の退職に伴い学校施設開錠管理委託料の1名増員分をお願いするものでございます。

2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金436万8,000円の増額でございます。こちらは企画財政課が出しております独自支援策の2つ目に掲載しておるものでございます。物価高騰により影響を受ける学校給食の食材費を補助し、これまで同様の給食の質を維持するための増額をお願いするもので、小学校7校分、価格上昇率は10%として計上しておるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） ちょっとイレギュラーで申し訳ございません。

先ほど最初に人件費の補正について私のほうから説明いたしました際に、補正の職員数が1名減と、特に補正予算書41ページ、職員数が1名減という、その1名減の要因を正規職員の退職と申し上げましたが、正しくはこの35ページ、今、学校教育課長が説明しましたとおり、任期付一般職員の減少の部分でございました。説明が間違えておりました。大変失礼しました。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長、41ページは会計年度職員以外の職員になってますわね。ちょっともう1回それ。

○総務課長（吉松 浩君） 申し訳ありません。ちょっと詳細に申し上げますと、41ページ、一般職員のうち、会計年度任用職員以外の職員という部分についての増減の御報告をしたところでございます。

この分につきましては、任期付一般職員がこの部分の中に入ってまいりますので、それを反映されたものでございまして、そこを説明するべきものを私のほうで説明が誤ったということでございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 36ページをお願いいたします。

10款3項中学校費、2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金268万8,000円の増額でございます。小学校費と同様、物価高騰により影響を受ける学校給食の食材費を補助し、これまで同様の給食の質を維持するために増額をお願いするもので、中学校2校分、価格上昇率は10%としております。よろしくをお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 稜君） 生涯学習課の山崎でございます。

37ページを御覧ください。

10款4項2目文化財保護費、18節負担金、補助及び交付金、伝統的建造物群保存地区補助金800万円の増額になります。こちらは筑後吉井地区の母屋の修理1件分の補助になります。前から雨漏りをしておりましたが、最近の大雨でさらにひどくなったため、早急に修理を行うことが必要になったために、今回、補助を行うものになります。

次に、6目図書館費26万4,000円の増額になります。こちらは図書館利用者カードの印刷代になります。年間約1,000枚発行しておりますけれども、今回、御幸小学校の校舎改築工事によりまして図書館が一定期間閉鎖することになり、利用することができなくなったために市立図書館を利用したいという申出がございました。それに伴いまして、図書館分として利用者カードを全児童分の再発行を行いましたので、そのため、年度末に在庫不足になることが見込まれたために、今回、要求するものになります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 文化財保護費、これ、1件分という、さっき説明だったと思いますが、どういったことをやるのか。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） こちら、吉井の真ん中ぐらいのところにあるんですけども、主に屋根の修理になります。屋根の全面ふき替え及び雨漏りをしておりますので、その屋根の下の張り替え等をするものになります。近年、資材等が高騰しておりますので、大がかりな工事になりまして、約1,000万円の工事費を見込まれております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） よかったら屋根の平米数をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 場所的に言いましたら、蛭子町珈琲から少し西のほうに進んだところにある大きな家になります。

申し訳ございません、屋根の平米数につきましては、ちょっと手持ち資料にございませんでしたので、後ほど報告させていただきたいと思っております。すみません。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

補正予算書38ページをお開きください。

11款1項3目林業用施設災害復旧費、14節、710万円の増額補正となります。こちらにつきましては、去る7月19日の豪雨災害に伴う林道12か所の災害復旧工事費となります。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課でございます。

39ページをお願いします。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費1,200万円の増額でございます。14節工事請負費の1,200万円につきましては、7月18・19日に発生をしました豪雨災害等に伴います道路5か所、河川1か所の工事費の1,200万円でございます。

なお、その他の災害復旧等につきましては、JV、いわゆる地域維持型建設共同企業体の中で随時対応してまいりました。なお、8月16・17日の豪雨、それから一昨日の台風等につきましては、現在、大きな被害等は出ておりませんので、この当初予算で頂いております地域維持型建設共同企業体の事業費の中で運用が可能ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、13款予備費及び歳入について、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 皆さん、大変お疲れさまです。

40ページでございます。

13款1項1目予備費45万6,000円の増額補正です。歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

次に、歳入に入ります。13ページをお願いいたします。

11款1項1目普通交付税4億9,477万2,000円の増額補正でございます。令和4年度普通交付税の額が49億1,077万2,000円で決定を受けました。対前年度比8,335万6,000円、1.7%の増となっております。

次に、14ページでございます。

13款2項4目土木費負担金395万円の増額補正は、先ほどの8款2項4目の沈橋の測量設計委託料の日田市からの負担金分となっております。

15ページをお願いします。

15款1項2目保健衛生費負担金5,237万1,000円の増額補正は、4款1項2目新型コロナウイルスワクチン接種対策分となります。

16ページをお願いします。

15款2項1目総務費国庫補助金1億7,820万1,000円の増額補正でございます。個人番号カード交付事業費補助金1,533万3,000円は、2款3項1目の分でございます。同じくマイナポイント事業費補助金の429万2,000円についても2款3項1目の分となります。いずれも10分の10の国庫補助金となります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ交付金でございます。1億5,857万6,000円となっております。追加配分を受けました1億5,345万

1,000円と、国庫補助の裏に充てられる512万5,000円を今回、補正予算に計上しております。市独自支援策の新型コロナウイルス感染症物価高騰対策等に伴う財源となります。

次に、2目民生費国庫補助金でございます。2,785万7,000円の増額補正でございます。1節2,722万3,000円は、3款1項8目の地域介護・福祉空間整備等補助金の分となります。2節63万4,000円は、3款2項1目の高等職業訓練促進給付金に対する4分の3の補助となっております。

3目衛生費国庫補助金5,210万1,000円の増額補正は、4款1項2目のワクチン接種事業関係の10分の10の国庫補助金となります。

4目土木費国庫補助金740万円の増額補正は、いわゆる社交金の分でございます。8款2項4目の測量設計委託料分が490万円、それから8款1項1目の後退道路関連工事費分として250万円となっております。

続いて、6目教育費国庫補助金400万円の増額は、10款4項2目の、先ほどの伝建地区の2分の1の国庫補助金分となります。

17ページでございます。

16款2項2目民生費県補助金222万2,000円の増額でございます。3款2項5目の保育所等給食費への県の2分の1補助分等となります。

5目農林水産業費県補助金8,376万4,000円の増額補正は、中山間地域等直接支払交付金285万7,000円は、6款1項5目の超急傾斜地棚田加算の新設に伴う増額分となっております。活力ある高収益事業の1,806万円の減額は、歳出6款1項で説明のあったように、ハウス園芸関係の省エネ園芸分が肥料等高騰緊急対策事業に組み込まれたことによる減額となっております。その下、肥料等高騰対策緊急支援事業費補助金は、6款1項3目の2分の1の県の補助金となっております。

6目商工費県補助金500万円の増額補正は、7款1項2目の工業団地の適地調査委託料分となります。

9目教育費県補助金160万円の増額補正は、10款4項2目の、こちらは伝建地区の県の20%の補助分となります。

続いて、18ページをお願いいたします。

18款1項2目指定寄附金4,700万円の増額補正は、ふるさと・うきは「まごころ寄附金」、いわゆるふるさと納税分の増額が見込まれるために補正を行うものでございます。

19ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金6億6,786万円の、こちらは減額補正となります。内訳は財政調整基金6億7,400万円を減額するもので、これによりまして補正後の財政調整基金からの繰入額は3億2,000万円となるところでございます。地域振興基金

614万円は、コロナ支援のために使ってほしいということで、4名の方から寄附をいただいております。その分を地域振興基金に積み立てておりましたが、今回のコロナ独自支援策のうち、10款2項2目の小学校給食支援金並びに10款3項2目の中学校給食支援金214万円の財源として活用させていただくものでございます。

20ページでございます。

20款1項1目繰越金7億1,087万円の増額補正でございます。前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

21ページをお願いいたします。

21款5項1目雑入でございます。6款1項5目の多面的機能支払交付金返還金等と、最後に総合賠償補償保険金、2款1項1目の490万円の和解金の保険金分となっております。

22ページをお願いいたします。

22款1項の市債でございます。4目農林水産業債、こちら補正額としてはゼロ円でございますが、説明にありますように、過疎対策事業債が実は県の予算配分額を超過しているということで減額する必要が生じたので、6款2項5目の林道整備事業の分を合併特例事業債に財源組替を行ったものでございます。

6目土木債6,970万円の増額補正は、辺地対策事業債の分は8款2項5目の大野原・小松堀線分となります。

1つ飛びまして、過疎対策事業債が一般道路新設改良事業で2,810万円、先ほど同様の理由で県の配分が超過しているということでこちらを減額いたしまして、その上段の合併特例債のほうに組替えをしております。こちらの合併特例債のほうには8款2項3目と8款2項4目の分も含まれております。こちらが8,980万円の増額補正となっております。

9目災害復旧債1,660万円の増額補正でございます。令和4年7月豪雨の分で、公共土木施設災害復旧事業債は11款2項1目、その下、林業用施設災害復旧事業債460万円は11款1項3目の分となります。

10目臨時財政対策債8,018万4,000円の減額補正でございます。こちら、額の確定に伴い補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） どこで質問していいか分からなくて、40ページの予備費のところで質問させていただきたいと思います。

今日、熊懐議員と竹永議員が質問されておりましたけど、下水道使用料の減免事業、これにあ

りましては特別会計で私も賛成したところでございますが、未加入者のところはまだ納得がいつておりませんので、市長がおられますから、あの折には最大公約数でいきますというお答えだったと思いますが、ちょっと自分的には納得いつてないもので、この予備費、あるいは今回ではなくて調査をしていただいて、未加入者の方にあっても減免事業に見合ったような対応ができないか、いや、もうこの間、話した最大公約数でいきますということなのか、もう1回ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） その件に関しまして答弁もさせていただいたんですが、基本的には物価高騰で市民の皆様、市内の事業者の皆さんがすごく苦しんでおられるから、何かの形で支援をしたいという気持ちが大前提であります。そんな中で、一番、いわゆる全員の皆さんに行き渡る方式でいくとやっぱり現金じゃないかなと、こう思います。ただ、先日お話ししましたように、現金を全ての皆さんに給付する、平たい言葉でいくとばらまきは認められていないし、結局、施策としてもやはりあまり好ましくないのではないかと。

先ほど竹永議員がおっしゃった久留米の話でいきますと、これはうきはもそうなんですけども、特定の方に絞った現金支給はオーケーです。したがって、今回、今日、予算審議で大体意見がなかったんですけれども、我々も子育て世帯の生活支援として大学生等の世帯にも現金をお支払いしますし、あるいは住民税の均等割のみの低所得者の皆さんにも現金をお支払いします。そういうふうに絞り込んだ現金給付はオーケーなんですけど、2万8,000人の全ての市民にお金を払うというのはちょっと問題があると。

そこでいろいろ経済を回すという意味で、他の自治体では商品券というやり方があるんですが、それもやりたかったんですが、先日説明したように法的な規制でその許可を得るのに相当の時間がかかるから諦めざるを得なかったと。そうすると最大公約数で全ての、できるだけ多くの皆さんに行き渡る公共料金は何かと。例えば税金という話もあるんですが、税金は非課税世帯が多うございます。そうすると一番皆さんが負担していただいている公共料金というのが下水道ということになるわけでありまして。そこでぜひ割り切って御理解いただきたいという答弁をさせていただきました。

確かに下水道に接続されてない方がいらっしゃいます。一番多いのはやっぱりくみ取りのままです。ほとんどの方が御高齢者の一人暮らし、子供が帰ってくる見込みもないから私は下水道入らないという方がすごく多いということでありまして。それから一部には、単独浄化槽、あるいは合併浄化槽の方もいらっしゃいますけれども、我々としてはぜひとも——例えば合併浄化槽については、単独浄化槽もそうなんですけど、ぜひうきは市の管理に移行していただけないかと、その施設を寄附していただければ、我々が月1回、きちっとメンテナンスをしますという

呼びかけをしてるんですが、いろんな事情でちょっと同意をいただけてない。

結局、個人管理のままでいきますと、まず単独浄化槽でいくと、し尿の処理はやるけれども、生活雑排水はそのまま河川に垂れ流しという形になります。合併浄化槽は、し尿と生活用水と合わせて浄水するんですけれども、これをきちんと1年に1回、メンテナンスをしないと水質が保てません。そういう面ではぜひその施設を御寄附いただければ、しっかり我々が管理しますというふうに呼びかけてるんですが御同意いただけてない。つまり大きな概念でいくと、我々の下水道施策に接続していただけてないという話であります。

したがいまして、私どもとしてはぜひとも今後、接続していただきたいと。結局、下水道の大きな目的というのは、まず個人の衛生環境の向上という大きな目標があるんですが、それと同等のナショナルミニマムと申しますか、公共的な意味合いでいくと河川の水質浄化、これがすごく大きいんです。これをするために接続をずっとお願いしてるけれども、なかなか接続がいかない。そういう面で少し乱暴な言い方で、割り切ってという表現をさせていただきましたが、そちらについてはそういうことで御説明していきたいなど、このように思っております。

それから、全てが全てじゃないんですが、これは往々にして一般的には、接続をいただけてない方というのは結構お一人暮らしとか、そういう方がいらっしゃいます。そうすると、今まで国策で低所得者世帯については10万円を支給したり、そうすると今日も新聞で大きく報道されておりましたが、今、政府が検討してるんですが、物価高騰という大義、今まではコロナ支援ということで10万円だったんですが、今日の新聞では物価高騰で一律に非課税世帯に5万円を支給するということが政府が検討していると。そういうこととか、もろもろの総合的な、先ほどちょっと話が矛盾するかもしれませんが、プレミアム付商品券の話についても今回、認めていただきますと、総合的にいろんな形で支援がありますので、そこはやっぱり割り切ってというか、基本は物価高騰対策なんですけど、やっぱり表向きにはしっかり今後の接続にも協力していただく、むしろ今まで接続していただいて、御協力いただいた中で、これだけうきはの環境がよくなったと、河川の水質がよくなったと、その感謝も込めて2か月、全面免除ということで説明をさせていただけないかなと、そういう思いをしているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 市長の考えは理解させていただきました。あとは委員会のほうで考えを述べたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございますか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねなんですけど、ちょっと最後のほうで、すみません、今、立とうとしたらばらばらになったんですが、財源組替と申しますか、最終的には8ページに戻るんですが、8ページに合併特例事業の限度額が2,840万円から1億2,070万円に今回、増額

されています。そのことが例えば22ページの市債の農林水産業債の一番上が合併特例事業債、そして土木費の2段目が合併特例事業債8,980万円等々あるんですが、この農林水産、それから土木の分の合計が8ページの増額した金額と合うという理解でよろしいのでしょうか。それとも8ページに増えた分は、またほかにあるということでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） おっしゃるとおりですね、この22ページの合併特例事業債250万円とその下の一般道路の8,980万円を足しますと、合併特例事業の、私の説明の中で9,230万円増額してという言い方をしました。そして、結果的に1億2,070万円になるものでございます。合計は合います。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 2点だけ確認させていただきたいと思います。

1つは、合併特例債の発行期限と上限残高をちょっと教えていただきたいというのが1点。

それからもう1点が、これは要望になります。財源組替している分について、特定財源の中身がよく分からない。その都度、話ししているんですけど、今回ちょっと余計分からなくなったのは、例えば民間保育所の給食費なんかはちゃんと例示されてるんですけど、公立のやつは企画財政課からの説明文書には金額は載ってるんだけど、どこにも予算化されてなくて、財源組替という形しかなくてないという。極めて把握しづらい、不親切な予算書だなと思ってる。毎回全てを多分できることはないと思うんですけども、極めて市民生活に重要な今回みたいな物価対策だとか、コロナとかという、こういった項目については分かるような資料を事前に作ってもらえたらありがたいと思いますので、特に国や県の割り振りもよく分からない、今回、そういう意味ではどこから持ってきた財源なのかがよく分からないということもありますので、ぜひその辺を考慮いただければありがたいと思います。

なお、委員会等で具体的に説明されるのかもしれませんが、併せてよろしく願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） まず1点目の合併特例債の発行期限ですけども、令和6年度までとなっております。発行の上限額は114億1,750万円でございます。

残りですか。（発言する者あり）はい。現在、あと残りの額は、今回の補正まで入れまして6億9,590万円がまだ発行可能ということになっております。

それから、2点目の財源組替の件です。毎回、議員の皆さんにも大変御迷惑かけております。先ほどの件でいきますと、3款2項6目の分は、財源組替は、実は当初予算に賄材料費の分がご

ございましたので、そちらのほうにコロナの支援金を充当させてもらっているところでございます。

ちょっと全てに資料というのはなかなか厳しゅうございますので、それぞれ担当のほうから委員会の中で説明させていただきますし、本会議の中でも質問いただければ答えられるように、こちらの方も準備していきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで議案第41号の質疑を終わります。

---

### 日程第3. 議案の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますのですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案は、お手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時52分散会

---